

第4期
那珂川町地域福祉推進プラン
那珂川町地域福祉計画・那珂川町地域福祉活動計画

【案】

令和8年 月

那珂川町
那珂川町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要	2
(1) 計画策定の趣旨と背景.....	2
(2) 地域共生社会とは.....	3
(3) 地域福祉とは	3
2 計画の位置づけと計画の期間	4
(1) 計画の法的根拠と役割.....	4
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定.....	5
(3) その他関連計画	5
(4) 計画の期間	7
3 計画の策定体制	8
第2章 那珂川町の現状	9
1 人口動態と世帯の状況	10
(1) 人口の推移.....	10
(2) 人口構成比の推移.....	10
(3) 人口ピラミッド.....	11
(4) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移.....	11
2 子ども・高齢者・障がい者等の状況.....	12
(1) 子どもの状況.....	12
(2) 高齢者の状況	13
(3) 障がい者の状況.....	15
3 地域の状況.....	16
(1) 社会福祉協議会	16
(2) 民生委員児童委員数の状況.....	17
(3) ボランティア団体等	17
(4) NPO法人	17
(5) 福祉施設.....	18
4 アンケート調査概要.....	19
(1) 回答者	20

(2) 地域への愛着	21
(3) 地域の問題点	23
(4) 福祉サービスの情報の入手元	24
(5) 「ヤングケアラー」という言葉の認知度.....	25
(6) ひきこもりの人の把握	27
(7) 災害時に近所で助けてくれる人	28
(8) 生活実態について	30
(9) 福祉全般について	31
(10) アンケート結果について	32
5 相談支援記録分析結果.....	33
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1 基本理念.....	36
2 基本目標	37
3 計画の体系図.....	38
第4章 施策の展開.....	39
【「施策の展開」ページの見方】.....	40
基本目標1 地域共生のまちづくり	41
(1) お互いに支え合い、自分らしく生活する	41
(2) 権利を守り、支える.....	47
基本目標2 福祉サービス・ボランティアの促進	52
(1) 福祉人材の確保と育成.....	53
(2) ボランティア活動を広げていく.....	54
(3) 福祉情報の発信	57
基本目標3 次世代の育成・支援.....	59
(1) 若者世代の支援	59
(2) 近所のつながりを大切にする	61
(3) 福祉意識を向上する	65
基本目標4 安心安全に暮らせる町	66
(1) 安心して過ごせる町.....	66
(2) 地域における見守り、声かけ.....	68
(3) 災害時も安心して暮らせる町.....	70

第5章 計画の推進にあたって	72
1 計画の推進体制.....	73
(1) 町民の役割.....	73
(2) 行政区(自治会)の役割.....	73
(3) 民生委員児童委員の役割.....	73
(4) 地域の活動団体の役割.....	73
(5) 福祉サービス事業者の役割.....	74
(6) 社協の役割.....	74
(7) 行政の役割.....	74
2 進行管理.....	75
(1) 施策・事業の点検と改善.....	75
(2) 計画の評価と見直し.....	75

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨と背景

我が国においては、急速に進む少子高齢化が深刻な社会問題となっているのと同時に、一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化、ICTの急速な進展といった環境の変化により、家庭や地域における支え合いの意識が弱まり、住民間のつながりが薄れることで社会的に孤立する住民が増え、ひきこもりや孤独といった問題が増加しています。さらに、近年では、新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、人とのつながりが一層保ちにくい状況となっています。

そのような状況下、ひとり暮らし高齢者の孤独死、高齢者や障がい者世帯や子育て世帯における虐待、自殺の増加、ヤングケアラーやダブルケアの顕在化、8050問題を含み経済的困窮等、対応すべき課題は複合化・複雑化してきており、制度・分野別の支援だけでは対応が困難な状況になっています。

また、近年は地震や台風、線状降水帯等による豪雨など未曾有の自然災害が発生することも多く、災害に見舞われた際の地域コミュニティの必要性が再認識されてきており、避難行動要支援者への支援体制の構築・推進も求められています。

こうした課題への対応では、公的サービスを基本としつつも、地域の多様な人・団体・機関が「縦割り」的な制度や「支え手側」と「受け手側」という枠にとらわれることなく活躍し、お互いに地域の生活課題を「我が事」として解決に取り組む「地域共生社会」の実現が必要です。

本町では、「地域共生社会」の実現に向けて、令和3年3月に「元気で明るく暮らせるまちをつくる」を基本理念とした「第3期那珂川町地域福祉推進プラン」を策定しました。同プランのもと、町と社会福祉協議会、事業所、関係機関などとの連携、協力の緊密化、さらには地域住民による自主的な活動やボランティア活動の活発化を図っています。同プランの策定期間が終了することから、新たに「第4期那珂川町地域福祉推進プラン」を策定することとします。

本プランは第3期プランと同様に、町による「那珂川町地域福祉計画」と社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定することとし、また、「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」、「地方再犯防止推進計画」を含むものとします。

1 計画の概要

(2) 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

(3) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、その地域の住民が住み慣れた「地域」の中において、誰もが安心していきいきと暮らし続けていくことができるよう、町民、民生委員児童委員、地域自治組織、医療・介護・福祉等の関係団体、社会福祉協議会、町などが、助け合い、支え合いの取組について協力し、お互いの不足を補い合いながら、地域全体で福祉を推進していくことです。

また、高齢者、障がい者、子どもなどの分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点でとらえ、包括的に必要な支援を行っていくものです。

2 計画の位置づけと計画の期間

(1) 計画の法的根拠と役割

1. 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な理念を明らかにし、その実現のための基盤や役割づくりなど総合的な方向性を示した計画となります。

2. 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、本町では那珂川町社会福祉協議会が、上記の理念や仕組みを踏まえつつ、地域住民や関係機関と連携・協働し地域福祉を推進するための具体的な取組をまとめた計画となります。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

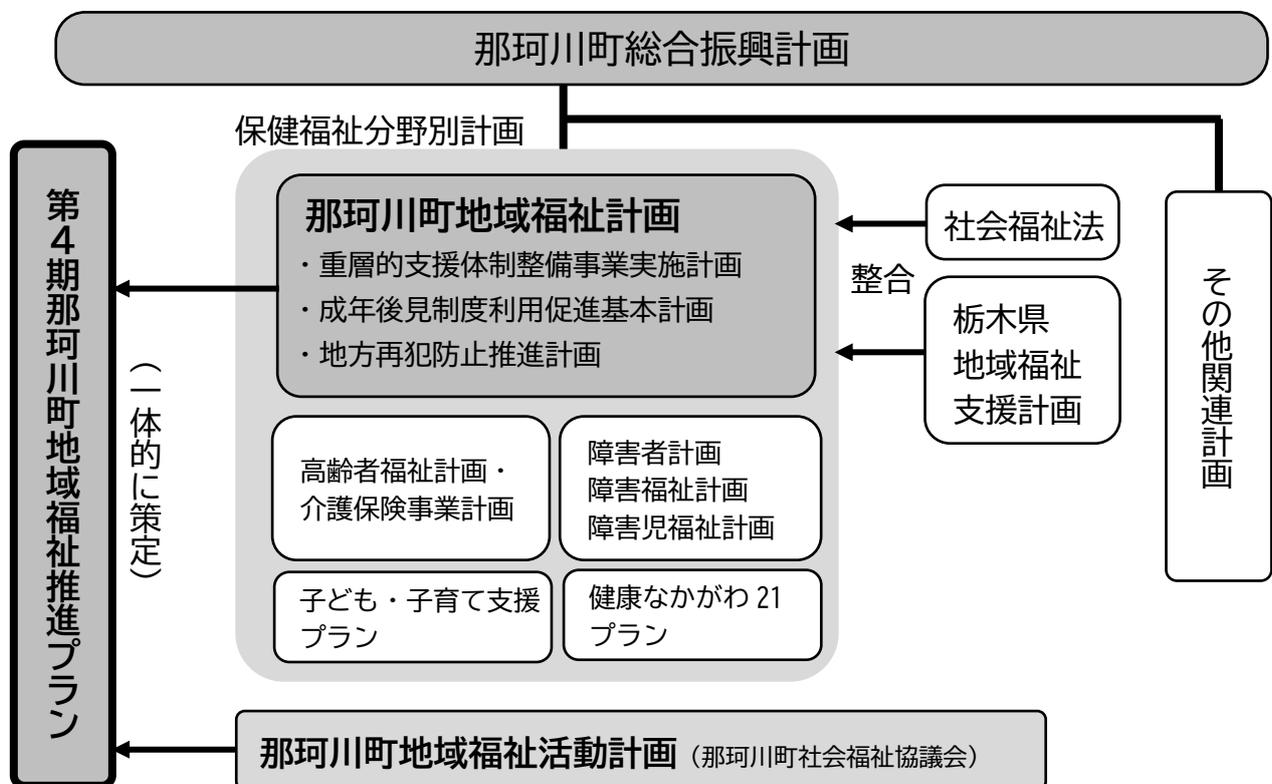
地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、車の両輪となるものです。

本町においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることができます。

(3) その他関連計画

地域福祉計画は「那珂川町総合振興計画」を上位計画とし、保健福祉の分野別計画が共通して取り組む事項等を一体的に定め、その他の関連計画とも整合や連携を図ります。

また、「社会福祉法」第 106 条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」並びに「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、本プランに含むものとします。



※社会福祉法（抜粋）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

※成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

※再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

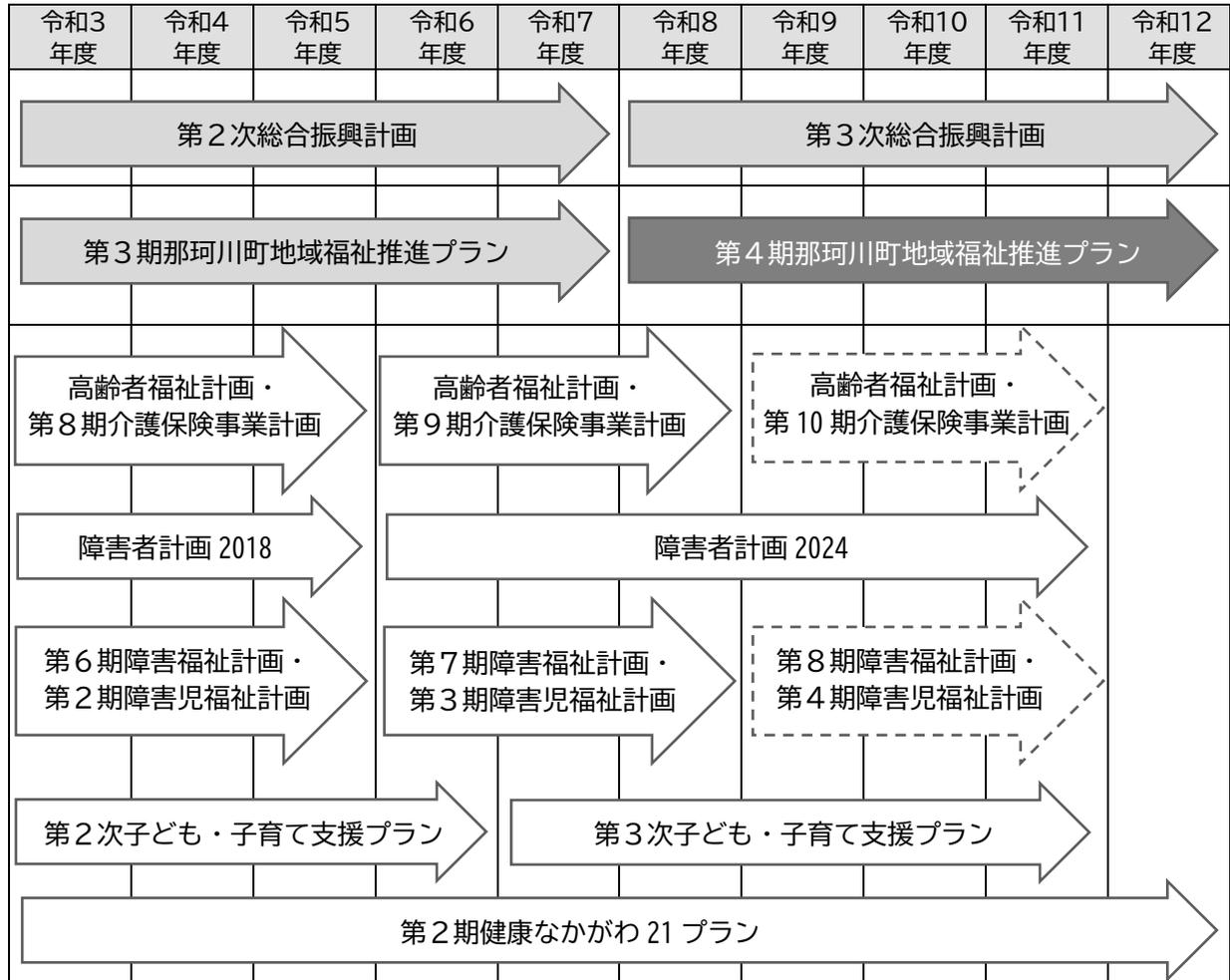
第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(4) 計画の期間

本プランは、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とするものです。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。



3 計画の策定体制

【アンケート調査の実施】

地域福祉に関する実態や町民の意識を把握するため、令和7年1～2月に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

【相談支援記録の分析】

個別課題の重要な情報である相談支援記録を分析し、地域に共通する社会課題を把握しました。把握した社会課題は専門部会で検討する際の参考にしました。

【那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会、専門部会の開催】

本プランの策定にあたり、地域福祉に関する事項を審議するため、町民の代表、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者等で構成する策定委員会を設置し、委員の皆様から本プランに係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

また、専門的な知識、経験をもとに、地域共生のまちづくり、福祉サービス・ボランティアの促進、次世代の育成・支援、安心安全に暮らせる町の各専門部会を設置し、課題解決への取組内容や地域福祉推進の方向性を検討しました。

【パブリックコメントの実施】

本プランの策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和8年2月にパブリックコメントを実施しました。

【国・栃木県との連携】

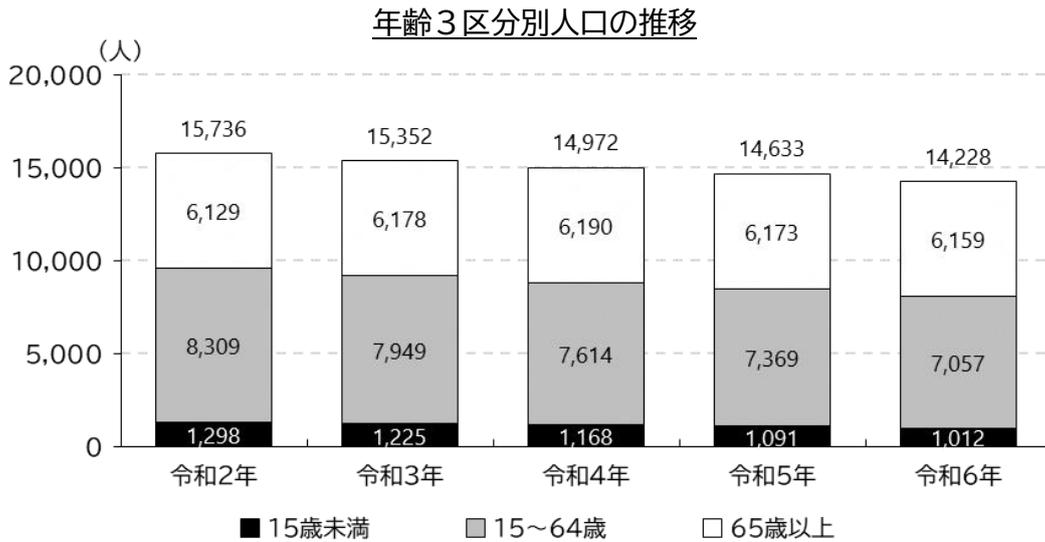
本プランの策定にあたり、国や栃木県の示す考え方や方向性などと連携、整合をとりながら策定しました。

第2章 那珂川町の現状

1 人口動態と世帯の状況

(1) 人口の推移

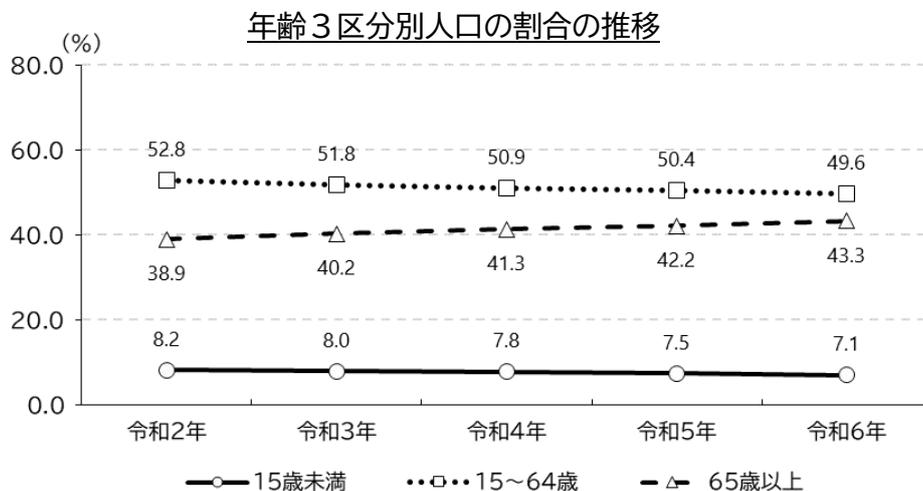
本町の総人口は減少しており、第3期計画当初の令和3年は 15,352 人でしたが、令和6年では 14,228 人となっており、人口が 1,100 人程度減少しています。



資料:住民基本台帳(各年 10月1日時点)

(2) 人口構成比の推移

年齢3区分別人口の割合の推移をみると、15歳未満の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口がともに減少する一方、65歳以上の高齢者人口は増え続けており、今後も少子高齢化が進むことが予想されます。

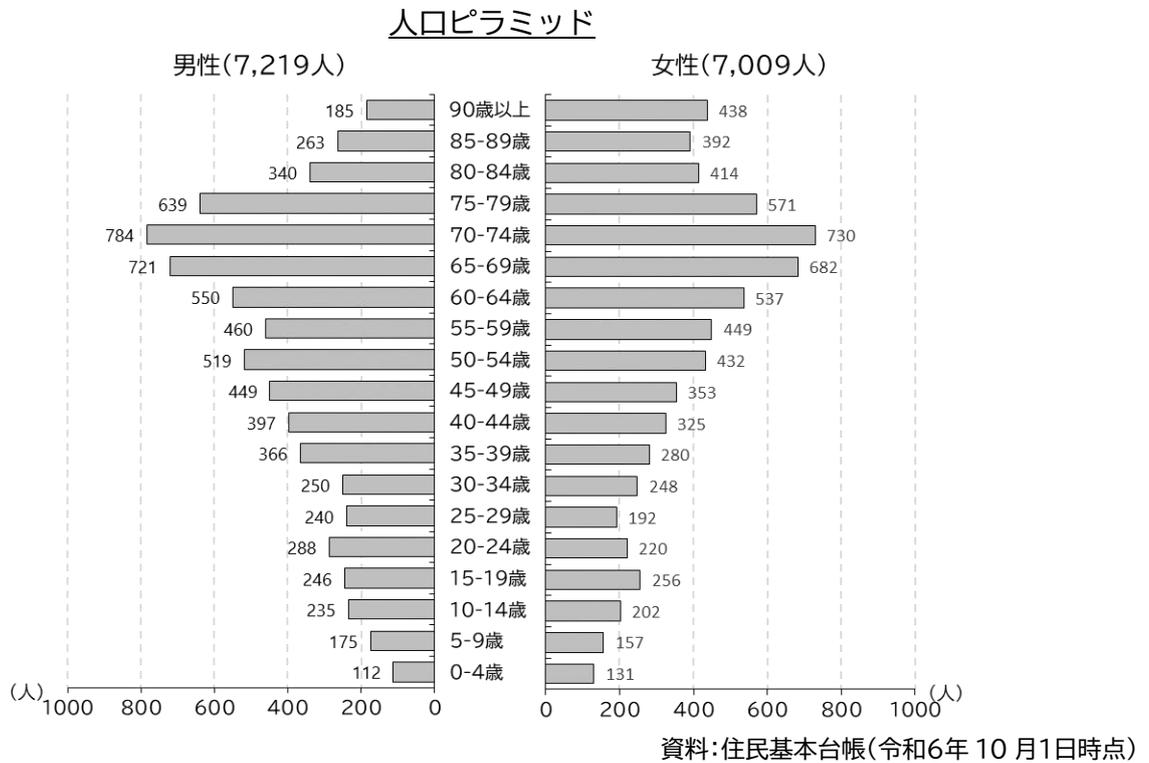


資料:住民基本台帳(各年 10月1日時点)

1 人口動態と世帯の状況

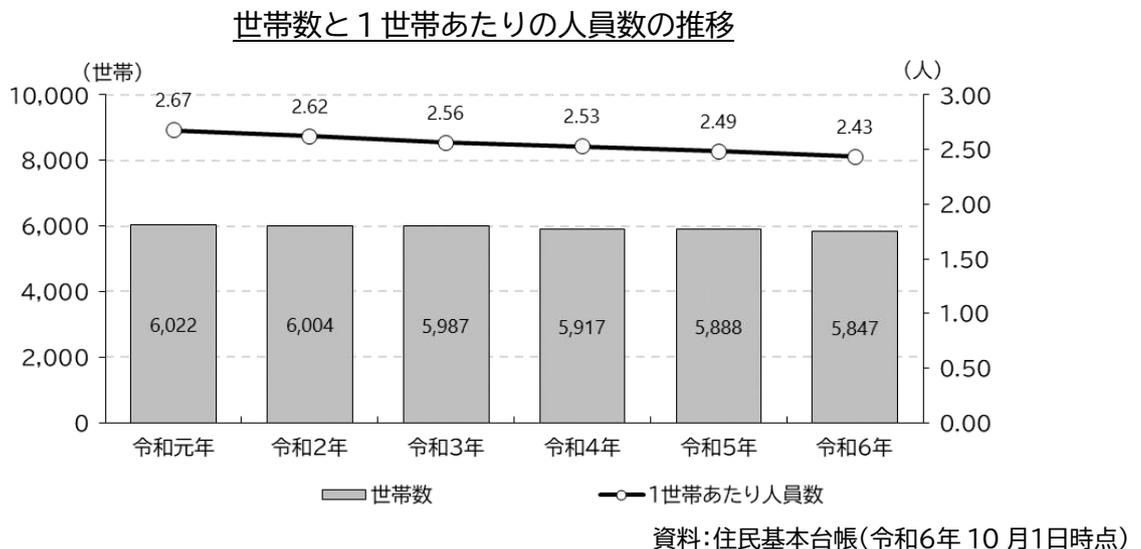
(3) 人口ピラミッド

令和6年 10月1日現在での人口ピラミッドをみると、男女ともに「70-74歳」が最も多くなっています。下部の年少人口をみると、下層(年少層)にいくほど人数が少なくなっています。



(4) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移

世帯数はゆるやかな減少傾向にあり、5,000世帯台で推移しています。1世帯あたり人員数も減少が続いています。



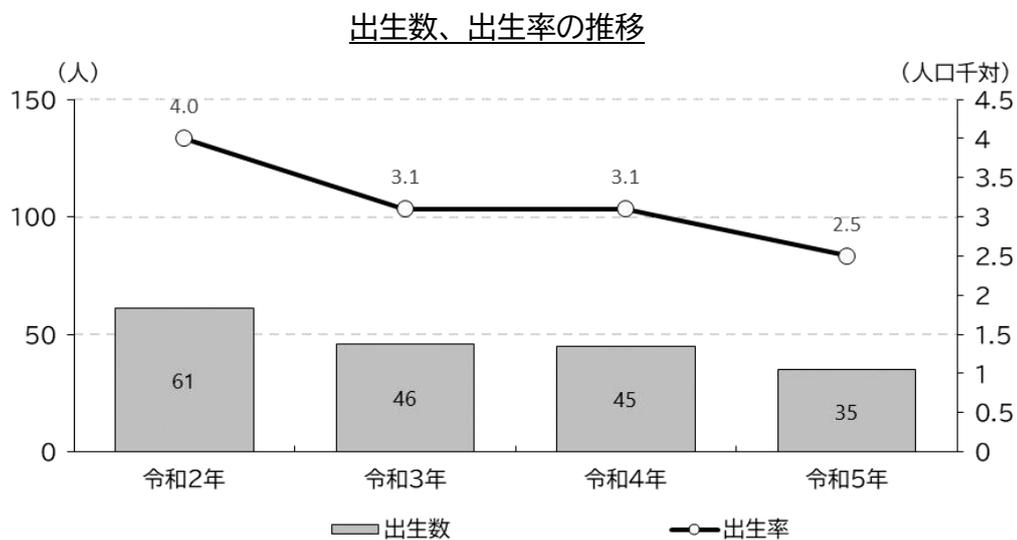
2 子ども・高齢者・障がい者等の状況

(1) 子どもの状況

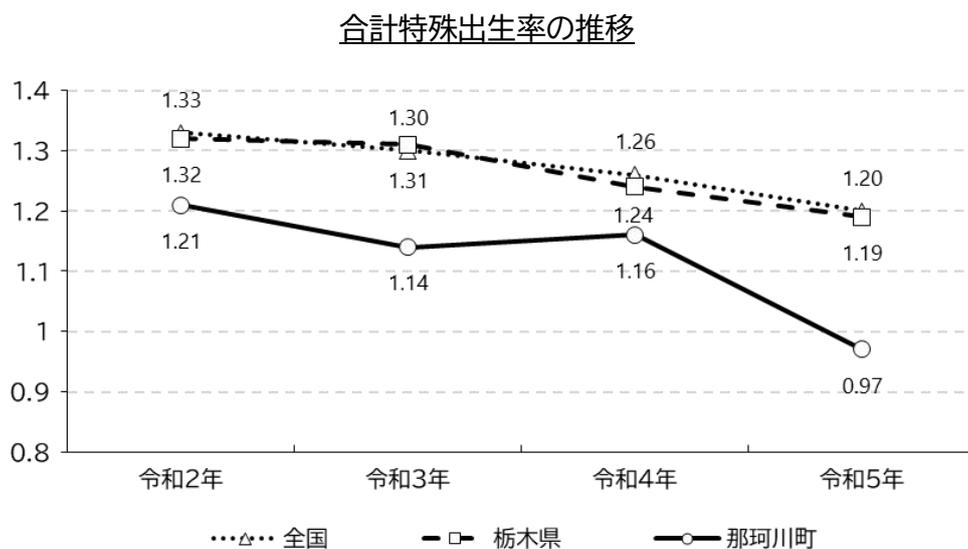
1. 出生数及び出生率の推移

本町の出生数については、令和2年は60人台でしたが、令和3年以降は大きく減少し、40人前後で推移しています。

また、合計特殊出生率をみると、本町はここ数年、全国・県の数値を下回っており、令和5年では0.97と前年よりも大きく減少しています。



資料：栃木県保健統計年報

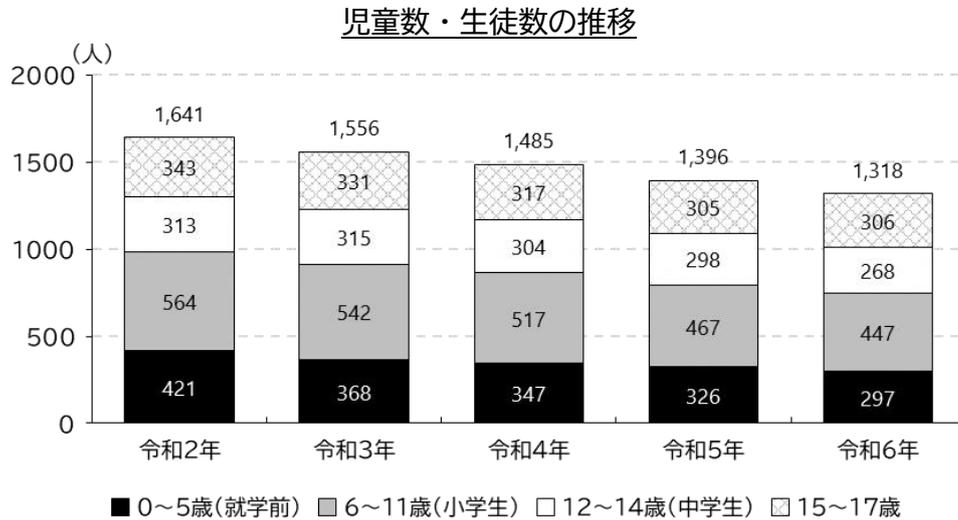


資料：栃木県保健統計年報

2 子ども・高齢者・障がい者等の状況

2. 児童数・生徒数の推移

本町の18歳未満の児童数は、令和6年10月1日現在で1,318人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は297人、6～11歳の小学生児童数は447人、12～14歳の中学生生徒数は268人、15～17歳の生徒数は306人となっています。令和2年以降、減少が続いています。

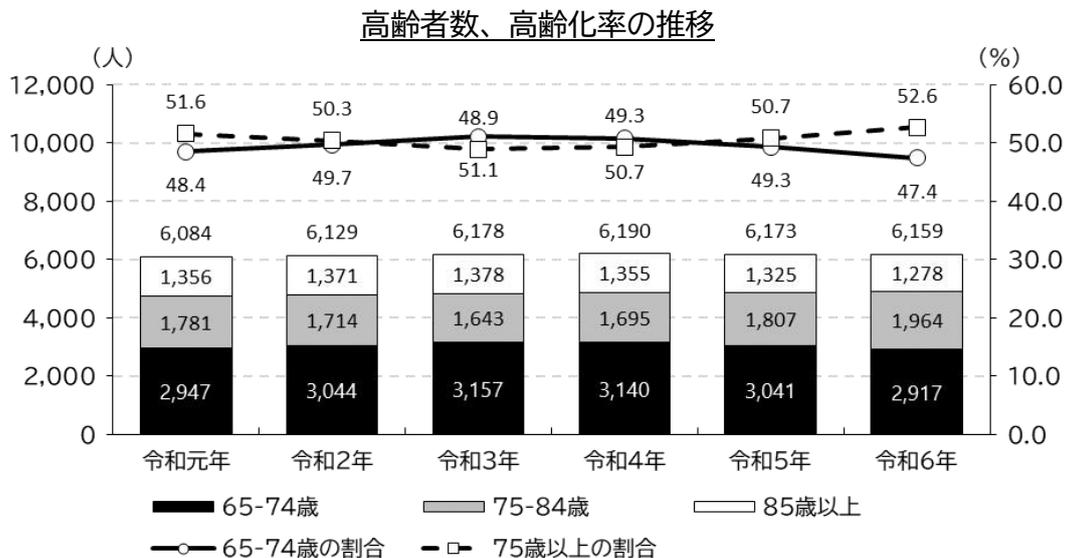


資料:住民基本台帳(各年10月1日時点)

(2) 高齢者の状況

1. 高齢者数と前期・後期比率

本町の高齢者数は増加していましたが、令和5年から減少に転じています。一方、75歳以上の後期高齢者が占める割合が、令和5年から65-74歳の割合を逆転しています。



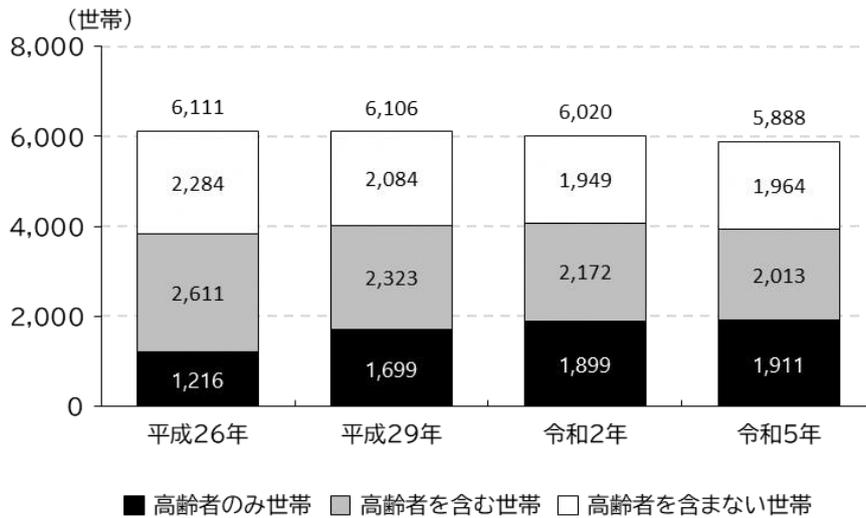
資料:住民基本台帳(各年10月1日時点)

2. 高齢者世帯の状況

本町の高齢者世帯の状況は、令和5年10月1日現在、町住民基本台帳の数値によると全世帯5,888世帯のうち、高齢者のみ世帯は1,911世帯と増加が続いています。一方、65歳以下の世帯員を含む世帯については減少が続いています。

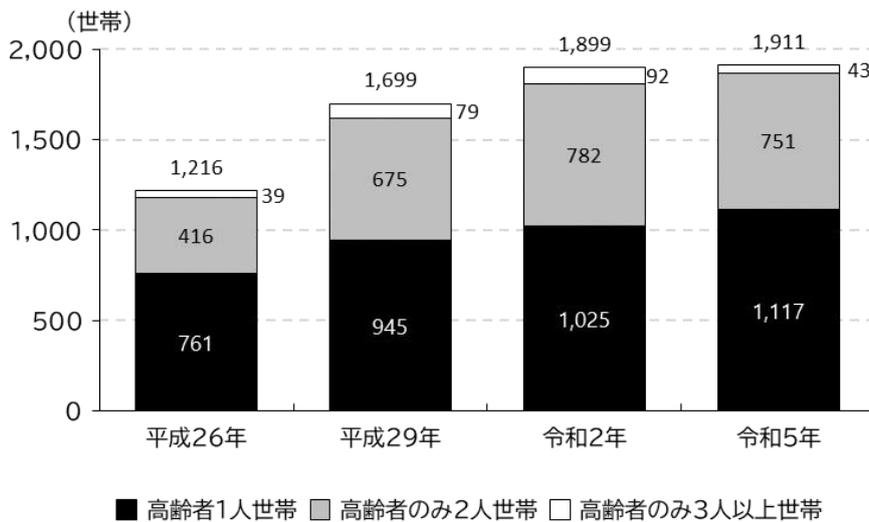
高齢者のみ世帯数の内訳をみると、令和2年から高齢者1人世帯が増加し、高齢者のみ2人世帯は減少しています。いずれも高齢者の孤立化が進んでいる状況です。

高齢者世帯数の推移



資料：健康福祉課(各年4月1日時点)

高齢者のみ世帯数内訳

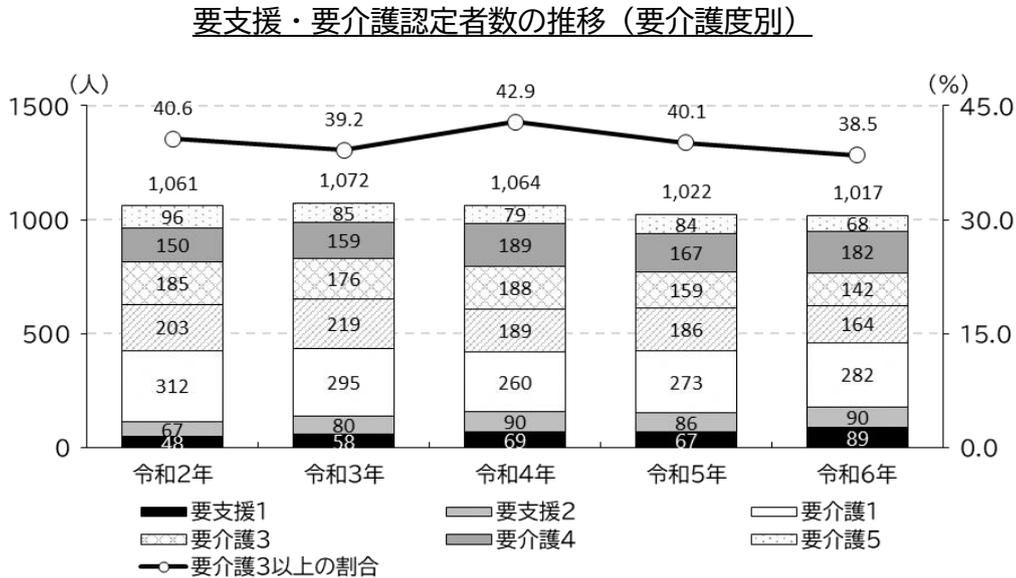


資料：健康福祉課(各年4月1日時点)

2 子ども・高齢者・障がい者等の状況

3. 要支援・要介護認定者数の推移

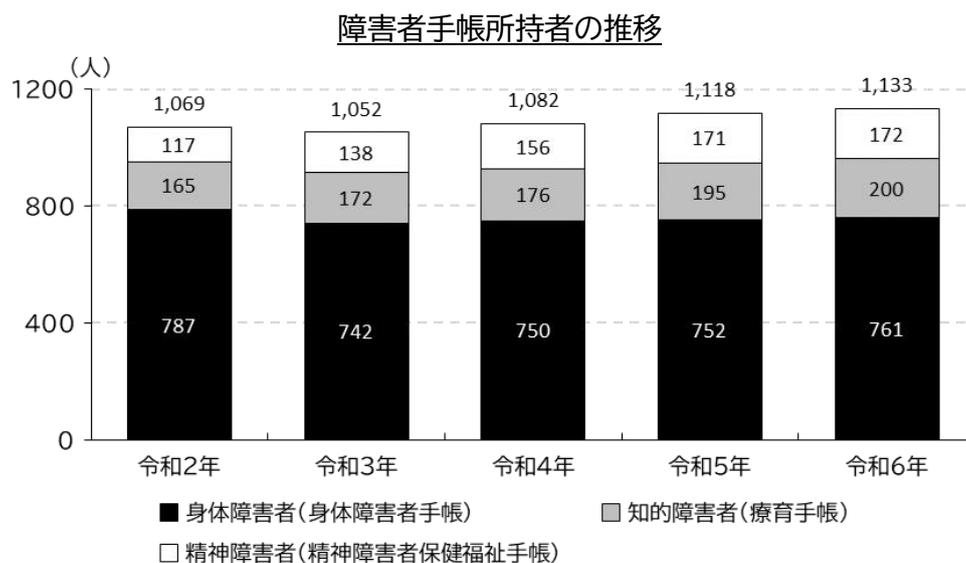
本町の要支援・要介護認定者数は減少傾向で推移しています。要介護度別にみると、要介護1の占める割合が高くなっています。



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末時点)

(3) 障がい者の状況

障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しています。障害種別でも、令和4年以降は、いずれの障害も増加が続いています。



資料：健康福祉課(各年4月1日時点)

3 地域の状況

(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会(以下、社協)は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、「社会福祉法」に基づき、設置されています。(P5参照)

社協は、地域に暮らす皆様のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

那珂川町社協の事業・活動

【高齢者や障害児者へのサービス】

- ・福祉機器の貸出事業
- ・福祉車両の貸出事業
- ・福祉タクシー事業
- ・安心キット設置事業
- ・訪問理容サービス事業
- ・日常生活自立支援事業(あすてらす)

【障害児者へのサービス】

- ・居宅介護事業(総合支援法)
- ・相談支援事業(特定・一般)
- ・在宅障害者・児レクリエーション事業
- ・福祉有償運送事業(移送サービス)

【生活困窮者等への援助】

- ・弁護士による無料法律相談
- ・社会福祉金庫貸付
- ・生活福祉資金貸付
- ・善意銀行

【その他のサービス】

- ・福祉教育の推進
- ・赤い羽根共同募金
- ・「ふくしのまち」ポスター展
- ・日本赤十字社事業
- ・福祉まつりの開催
- ・福祉団体への支援
- ・貸し切りバス料金助成事業

【高齢者へのサービス】

- ・乳酸菌飲料宅配による見守り事業
- ・ふれあい・いきいきサロン事業(センター型)
- ・ふれあい・いきいきサロン事業(地域密着型)
- ・訪問介護事業(介護保険・総合事業)
- ・通所介護事業(介護保険・総合事業)
- ・居宅介護支援事業(介護保険)
- ・介護予防サービス計画作成等事業
- ・特例ホームヘルパー派遣事業
- ・介護予防普及啓発事業(脳活いきいきたいむ)

【子育て世代・ひとり親家庭へのサービス】

- ・チャイルドシート等購入費助成事業
- ・子育て広場の開設
- ・交通安全傘の配付
- ・ひとり親家庭招待事業

【ボランティア活動】

- ・ボランティアセンター
- ・ボランティアサマースクール
- ・ボランティア体験支援事業
- ・ボランティア活動保険加入受付
- ・新規ボランティア応援事業
- ・地域ボランティア活動助成事業

【被災者への支援】

- ・災害救援物資等の交付
- ・災害見舞金の支給

(2) 民生委員児童委員数の状況

民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された「民間の奉仕者」です。

各地区において、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、福祉に関する相談や子育てに関する相談などに応じ、福祉サービスを適切に利用するための情報提供や関係機関への橋渡し、関係機関の業務に協力する等の活動を行っています。ここ数年委員数に変化はありません。

民生委員児童委員の状況（令和7年度）

地区	人数
馬頭地区	36人(うち主任児童委員2人)
小川地区	17人(うち主任児童委員1人)
合計	53人(うち主任児童委員3人)

資料：健康福祉課

(3) ボランティア団体等

那珂川町社協では、福祉、健康、環境美化、教育等の各分野でボランティアとして活動する団体と個人の登録をしています。

ボランティア団体数等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
把握団体数	58	58	58	58	54
団体人数	1,542	1,526	1,424	1,430	1,358
個人ボランティア	8	20	21	4	4

資料：社会福祉協議会

(4) NPO法人

様々な社会的背景を要因として、人々のボランティア活動に対する関心は高まりをみせており、本町では、高齢者や障がい者への支援、子育て支援等に関わるボランティア団体が活発な活動を展開しています。

町内には、福祉、まちづくり、生涯学習、環境保全等の分野で町民活動やサービス事業を展開するNPO法人が組織され、令和7年4月現在で6団体が認証されています。

- ・山野草保存会
- ・もうひとつの美術館
- ・NPO 法人ぼらーれ
- ・地域生活相互支援大山田ノンフェール・くらねえ
- ・馬頭農村塾
- ・馬頭里山本舗

(5) 福祉施設

町内の福祉施設は、以下のとおりです(令和7年12月現在)。

1. 社会福祉施設

- ・馬頭総合福祉センター
- ・小川総合福祉センター

2. 児童福祉施設

- ・那珂川町立ひばり認定こども園
- ・那珂川町立わかあゆ認定こども園
- ・子育て支援センターわかあゆ

3. 高齢者福祉施設

- ・老人介護支援センター八溝の里
- ・小規模多機能型居宅介護施設ひだまり
- ・在宅介護支援センターリヴレット
- ・グループホームアバーテ
- ・特別養護老人ホームかたくりの郷
- ・デイサービスセンターふきのとう
- ・デイサービスセンターまほろば
- ・えにし苑
- ・JA なす南デイサービスセンターえがお
- ・那珂川町社協介護サービス事業所
- ・特別養護老人ホーム和見の里山
- ・共生型サービス事業所なかが和苑
- ・デイホームかりゆし
- ・サービス付高齢者向け住宅 LUANA SAKAMOTO
- ・サービス付高齢者向け住宅山恵苑

4. 障害者福祉施設

- ・共生型サービス事業所なかが和苑
- ・NPO 法人地域生活相互支援大山田ノンフェールくらねえ
- ・NPO 法人ぼらーれ地域活動支援センターぼらーれ
- ・一般社団法人つばさ小川事業所
- ・NPO 法人ぼらーれホームうぐいす
- ・株式会社大夢

5. その他の福祉施設

- ・馬頭放課後児童クラブ
- ・小川放課後児童クラブ

4 アンケート調査概要

那珂川町及び那珂川町社協では、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現のために、町民、関係機関・団体、行政が連携し、ともに支え合い、助け合える仕組みづくりを目指した「第4期那珂川町地域福祉推進プラン」を策定するため、町民の福祉観、地域活動への参加状況などの実態、地域福祉に関する意見、提言を広く聴取し、町民の声を推進プランに反映するためにアンケート調査を実施しました。

●調査対象

満 16 歳以上の町民の中から無作為で抽出した 1,600 人

●調査期間

令和 7 年1月 17 日～令和 7 年 2 月 14 日

●調査方法

郵送配付・回収

●配付・回収状況

配付数	有効回答数	有効回収率	前回(R2)回収率
1,600票	719票	44.9%	38.7%

調査結果の留意点

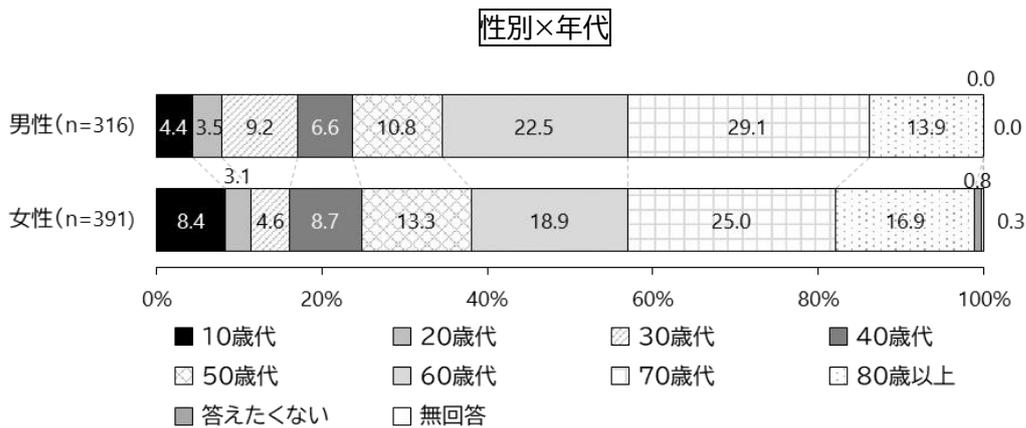
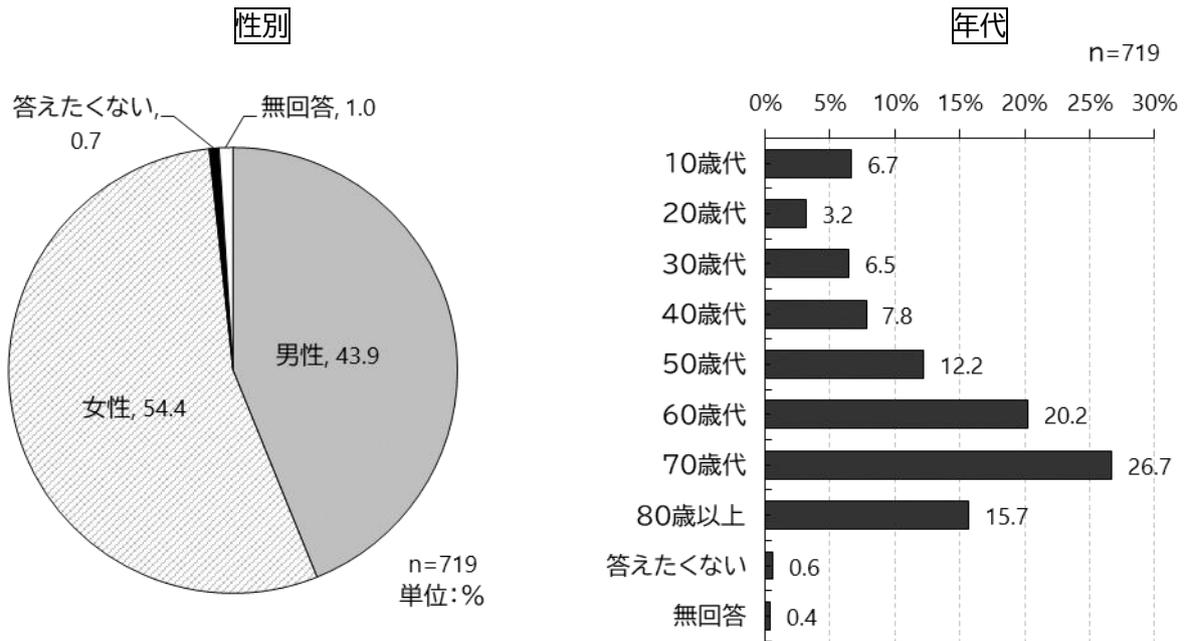
- 「集計結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数(該当設問においては該当者数)を 100%として算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までを表記します。そのため、割合の合計が 100%にならない場合があります。
- 複数回答(2 つ以上選ぶ問)の設問では、すべての割合の合計が 100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。
- 図表中の合計(件)の件数は無回答等も含まれるため、合計件数と合わないことがあります。
- 図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。
- 図表中の「前回調査」は令和2年3月に行われた「那珂川町地域福祉に関するアンケート調査」の調査結果を指します。

(1) 回答者

●高齢者の回答が多く、若者の回答が少なくなっています。

性別は、「女性」が 54.4%、「男性」が 43.9%、「答えたくない」が 0.7%となっています。

年代は、「70 歳代」が 26.7%と最も多く、次いで「60 歳代」が 20.2%、「80 歳以上」が 15.7%、「50 歳代」が 12.2%、「40 歳代」が 7.8%となっています。

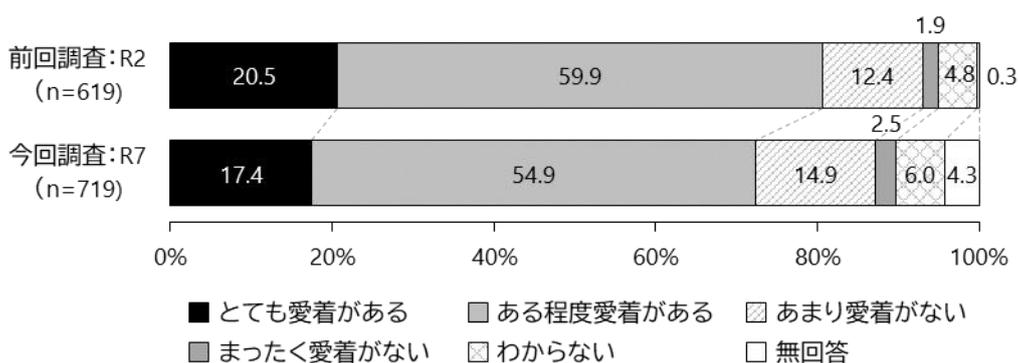


(2) 地域への愛着

●地域に愛着がある人は減少傾向にあります。

「ある程度愛着がある」が54.9%、「とても愛着がある」が17.4%と合わせて72.3%が『愛着がある』と回答しています。

あなたは、お住まいの地域に愛着をおもちですか。



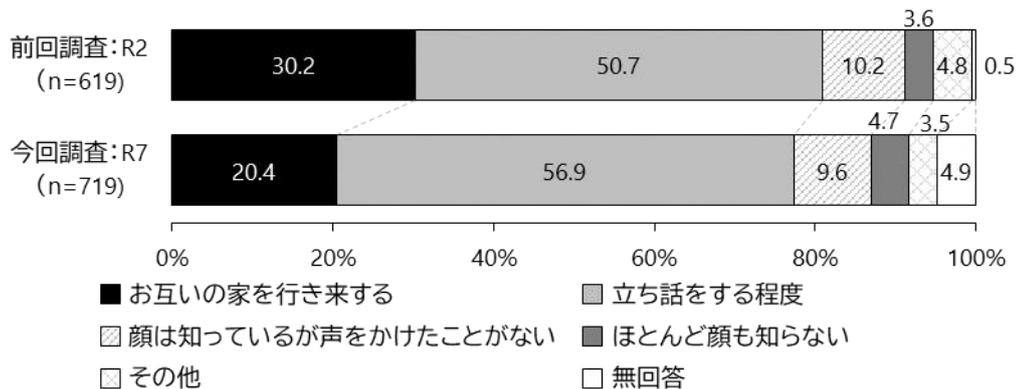
性別、年代別、地域別集計

	単位:%	合計(件)	とても愛着がある	ある程度愛着がある	あまり愛着がない	まったく愛着がない	わからない	無回答
全体		719	17.4	54.9	14.9	2.5	6.0	4.3
性別	男性	316	20.6	56.3	10.8	2.8	6.0	3.5
	女性	391	15.1	55.1	17.4	2.0	6.1	4.3
年代別	10歳代	48	12.5	43.7	16.7	12.5	10.4	4.2
	20歳代	23	21.7	39.2	26.1	0.0	13.0	0.0
	30歳代	47	10.6	51.1	19.1	12.8	4.3	2.1
	40歳代	56	12.5	44.6	28.6	1.8	10.7	1.8
	50歳代	88	10.2	58.0	19.3	2.3	5.7	4.5
	60歳代	145	17.2	64.8	11.7	0.7	2.8	2.8
	70歳代	192	16.7	60.9	12.5	0.5	3.1	6.3
	80歳以上	113	31.0	46.0	8.0	0.9	8.8	5.3
地区別	中央	296	18.9	58.6	11.8	2.0	5.7	3.0
	東部	133	15.8	55.6	16.5	0.8	6.8	4.5
	西部	279	17.2	52.0	17.2	2.5	5.7	5.4

●「お互いの家を行き来する」が減少し、近所付き合いが薄くなっています。

「立ち話をする程度」が 56.9%、「お互いの家を行き来する」が 20.4%、「顔は知っているが声をかけたことがない」が 9.6%、「ほとんど顔も知らない」が 4.7%となっています。

あなたは、隣近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。



年代別、地域別集計

	単位:%	合計(件)	お互いの家 を行き来す る	立ち話を する程度	顔は知って いるが声を かけたこと がない	ほとんど 顔も知らな い	その他	無回答
全体		719	20.4	56.9	9.6	4.7	3.5	4.9
年代別	10歳代	48	2.1	31.3	37.3	16.7	6.3	6.3
	20歳代	23	4.3	39.2	34.8	13.0	8.7	0.0
	30歳代	47	4.3	46.8	34.0	8.5	4.3	2.1
	40歳代	56	12.5	53.6	16.1	8.9	7.1	1.8
	50歳代	88	10.2	61.3	9.1	8.0	5.7	5.7
	60歳代	145	15.2	75.8	3.4	2.1	0.7	2.8
	70歳代	192	29.2	59.3	2.1	1.6	2.1	5.7
	80歳以上	113	42.5	45.0	0.9	0.9	2.7	8.0
地区別	中央	296	20.6	60.8	8.8	2.7	2.4	4.7
	東部	133	19.5	60.2	7.5	3.0	5.3	4.5
	西部	279	20.4	52.1	11.8	6.8	3.9	5.0

(3) 地域の問題点

●「近所付き合いが減っていること」、「地域での交流機会が少ないこと」が増加しています。

「公共交通機関が少なく、移動が不便であること」が 48.0%と最も多く、次いで「近所付き合いが減っていること」が 35.2%、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が 26.0%、「行政区(自治会)に加入しない世帯が増えていること」が 24.3%となっています。

あなたの住んでいる地域の問題点だと思われることは何ですか。(複数回答)



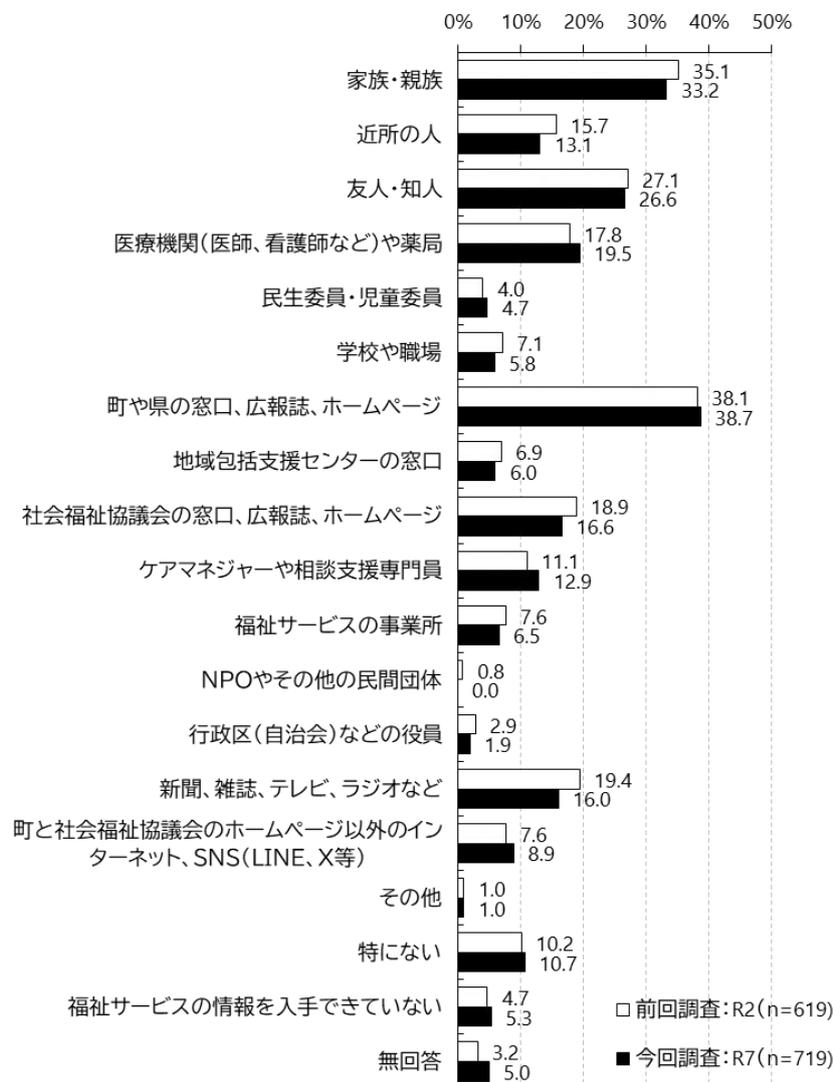
※「ヤングケアラーだと思われる人が増えていること」は今回調査から設定

(4) 福祉サービスの情報の入手元

●情報の入手元は「町や県の窓口、広報誌、ホームページ」、「家族・親族」が多くなっています。

「町や県の窓口、広報誌、ホームページ」が38.7%と最も多く、次いで「家族・親族」が33.2%、「友人・知人」が26.6%、「医療機関(医師、看護師など)や薬局」が19.5%、「社会福祉協議会の窓口、広報誌、ホームページ」が16.6%となっています。

あなたは、自分に必要な「福祉サービス」の情報を
どこから入手していますか。(複数回答)

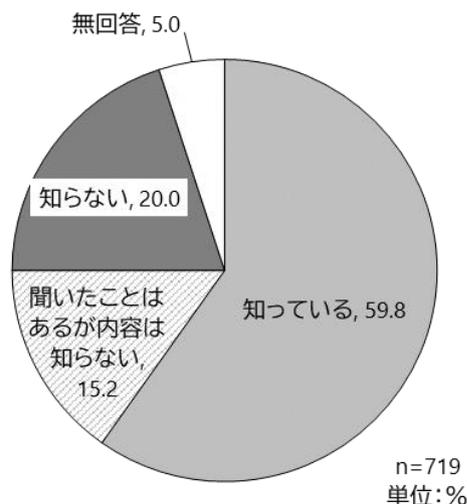


(5) 「ヤングケアラー」※という言葉の認知度

●「ヤングケアラー」の言葉の認知度は10歳代から60歳代で7割以上となっています。

「知っている」が59.8%、「知らない」が20.0%、「聞いたことはあるが内容は知らない」が15.2%となっています。

あなたは、「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。



性別、年代別、地域別集計

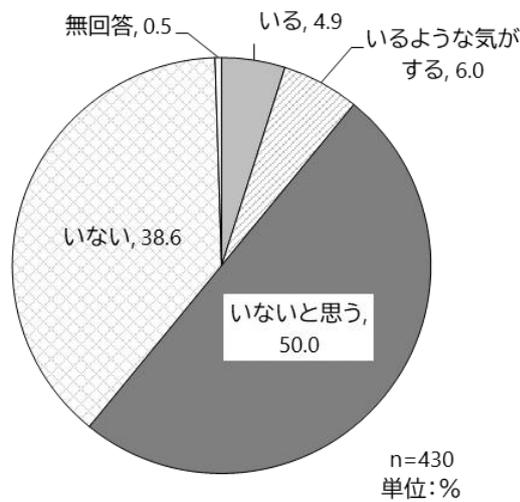
	単位: %	合計(件)	知っている	聞いたことはあるが内容は知らない	知らない	無回答
全体		719	59.8	15.2	20.0	5.0
性別	男性	316	50.3	21.8	22.5	5.4
	女性	391	67.5	10.0	17.9	4.6
年代別	10歳代	48	77.0	6.3	14.6	2.1
	20歳代	23	82.7	13.0	4.3	0.0
	30歳代	47	76.6	10.6	8.5	4.3
	40歳代	56	71.4	19.6	5.4	3.6
	50歳代	88	76.1	12.5	11.4	0.0
	60歳代	145	70.4	11.0	17.2	1.4
	70歳代	192	46.9	19.3	25.5	8.3
	80歳以上	113	31.0	20.4	37.1	11.5
地区別	中央	296	58.2	17.2	20.9	3.7
	東部	133	50.3	15.8	27.1	6.8
	西部	279	66.3	12.5	15.8	5.4

※「ヤングケアラー」とは18歳未満の子ども期からおおむね30歳未満の若者期に介護等の家族の世話を担っている者

●「ヤングケアラー」と思われる子どもが「いる」、「いるような気がする」合わせて1割以上となっています。

「いないと思う」が 50.0%、「いない」が 38.6%、「いるような気がする」が 6.0%、「いる」が 4.9%となっています。

近所の友人・知人やその子ども、子どもの友だちなどに「ヤングケアラー」と思われる子どもはいますか。



地域別集計

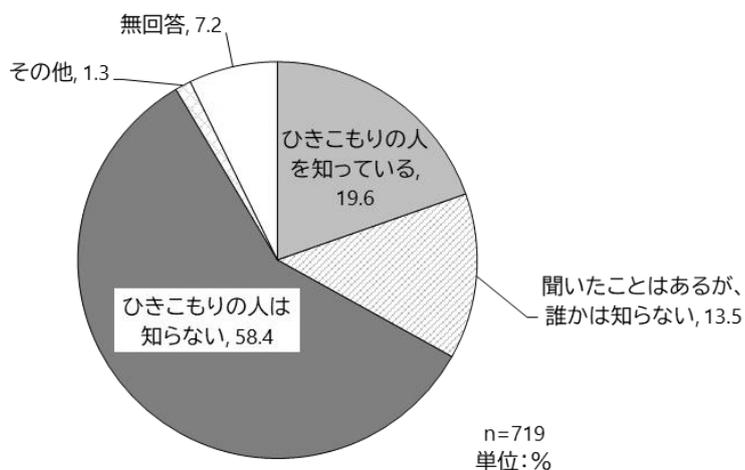
	単位:%	合計(件)	いる	いるような気がする	いないと思う	いない	無回答
		430	4.9	6.0	50.0	38.6	0.5
地区別	中央	172	5.2	6.4	47.1	41.3	0.0
	東部	67	9.0	4.5	41.8	44.7	0.0
	西部	185	2.7	6.5	55.6	34.1	1.1

(6) ひきこもりの人の把握

●地域でひきこもりの人を知っている人は約2割となっています。

「ひきこもりの人は知らない」が 58.4%、「ひきこもりの人を知っている」が 19.6%、「聞いたことはあるが、誰かは知らない」が 13.5%となっています。

あなたの周辺や、地域でひきこもりの人を知っていますか。



地域別集計

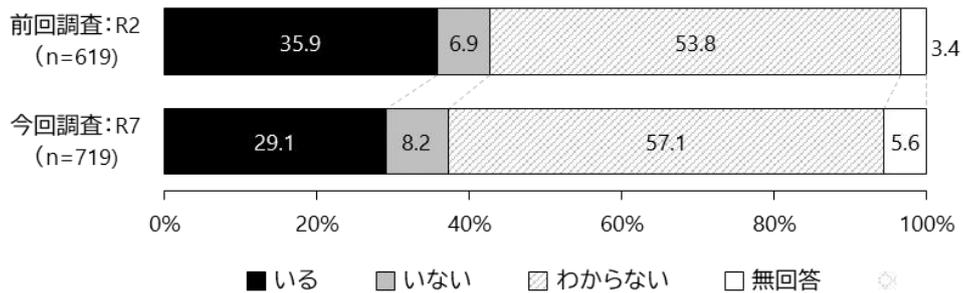
単位:%	合計(件)	ひきこもりの人を知っている	聞いたことはあるが、誰かは知らない	ひきこもりの人は知らない	その他	無回答
全体	719	19.6	13.5	58.4	1.3	7.2
地区別						
中央	296	19.3	15.5	56.1	2.0	7.1
東部	133	16.5	12.8	60.9	0.0	9.8
西部	279	21.9	12.2	59.1	1.1	5.7

(7) 災害時に近所で助けてくれる人

●災害時に近所で助けてくれる人が「いる」という人は約3割で減少しています。

「いる」が 29.1%、「いない」が 8.2%となっています。また、「わからない」は 57.1%となっています。

もしも、あなたが災害にあったときに、隣近所で助けてくれる人はいますか。



地域別集計

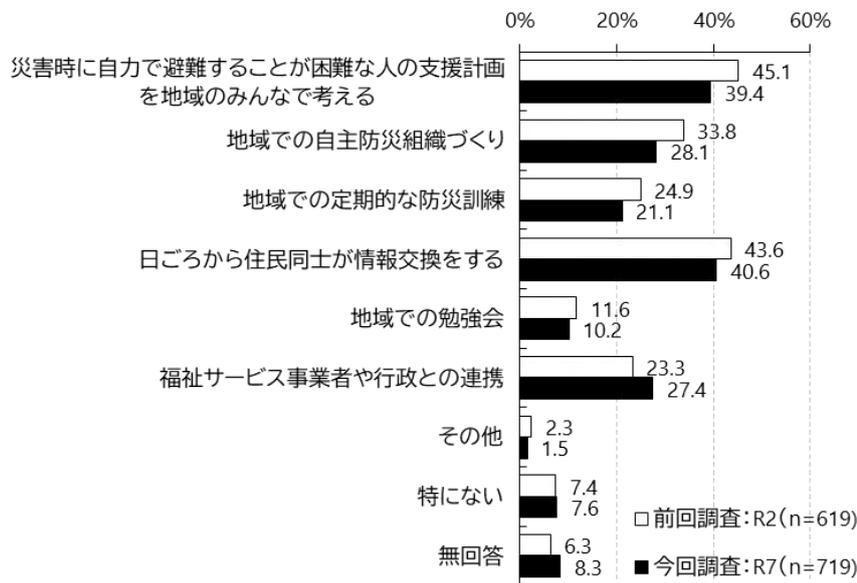
単位: %		合計(件)	いる	いない	わからない	無回答
全体		719	29.1	8.2	57.1	5.6
地区別	中央	296	28.7	6.4	59.2	5.7
	東部	133	35.3	11.3	48.1	5.3
	西部	279	27.2	8.2	59.2	5.4

4 アンケート調査概要

●災害時に備えて「日ごろから住民同士が情報交換をする」、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみinnで考える」が多くなっていますが、減少傾向にあります。

「日ごろから住民同士が情報交換をする」が 40.6%と最も多く、次いで「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみinnで考える」が 39.4%、「地域での自主防災組織づくり」が 28.1%、「福祉サービス事業者や行政との連携」が 27.4%となっています。

災害時に住民同士が協力し合うためには、 どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



地域別集計

単位:%	合計(件)	災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみinnで考える	地域での自主防災組織づくり	地域での定期的な防災訓練	日ごろから住民同士が情報交換をする	地域での勉強会	福祉サービス事業者や行政との連携	その他	特にない	無回答
全体	719	39.4	28.1	21.1	40.6	10.2	27.4	1.5	7.6	8.3
地区別										
中央	296	39.2	25.7	18.6	43.2	10.5	27.4	1.7	6.4	7.1
東部	133	44.4	30.1	20.3	35.3	13.5	24.1	2.3	6.0	10.5
西部	279	37.6	30.1	24.4	40.9	8.6	29.7	1.1	9.3	7.9

(8) 生活実態について

- 「必要な食料や服が買えなかった」、「病気になっても病院に行けなかった」などでA層(下記に説明)は「何度かあった」、「頻繁にあった」という回答が多くなっています。

「まったくない」との回答は『⑨その他』以外では7～8割となっていますが、「何度かあった」「頻繁にあった」との回答が多かったものは順に、『①必要な食料や服が買えなかった』、『⑧税金の滞納』、『⑦クレジットカード・ローンの返済ができなかった』となっています。

あなたの世帯(家庭)では、過去1年間に、
経済的な理由による次のような経験がありましたか。

経済状況別集計

	単位:%	合計(件)	まったく ない	何度か あった	頻繁に あった	無回答
① 必要な食料や服が買えなかった	全体	719	76.0	7.6	1.1	15.3
	A層	79	57.0	21.5	2.5	19.0
	B層	353	85.6	6.5	1.1	6.8
② 病気になっても病院に行けなかった	全体	719	81.6	2.1	0.7	15.6
	A層	79	68.3	8.9	2.5	20.3
	B層	353	90.9	1.4	0.3	7.4
③ 電気・ガス・水道料金の滞納	全体	719	81.6	2.5	0.6	15.3
	A層	79	72.2	7.6	2.5	17.7
	B層	353	90.9	2.0	0.6	6.5
④ 電話料金の滞納	全体	719	82.1	1.9	0.6	15.4
	A層	79	73.4	5.1	3.8	17.7
	B層	353	91.2	1.4	0.3	7.1
⑤ 家賃の滞納	全体	719	76.1	0.7	0.4	22.8
	A層	79	68.4	1.3	2.5	27.8
	B層	353	86.1	0.6	0.3	13.0
⑥ 保育料、給食費の滞納	全体	719	71.9	0.4	0.3	27.4
	A層	79	62.0	1.3	2.5	34.2
	B層	353	79.6	0.6	0.0	19.8
⑦ クレジットカード・ローンの返済ができなかった	全体	719	75.0	3.1	0.8	21.1
	A層	79	57.0	8.9	2.5	31.6
	B層	353	84.1	3.1	0.3	12.5
⑧ 税金の滞納	全体	719	78.4	3.6	1.0	17.0
	A層	79	63.3	7.6	3.8	25.3
	B層	353	88.6	3.4	0.6	7.4
⑨ その他	全体	719	24.5	0.3	0.3	74.9
	A層	79	27.8	1.3	1.3	69.6
	B層	353	23.8	0.3	0.3	75.6

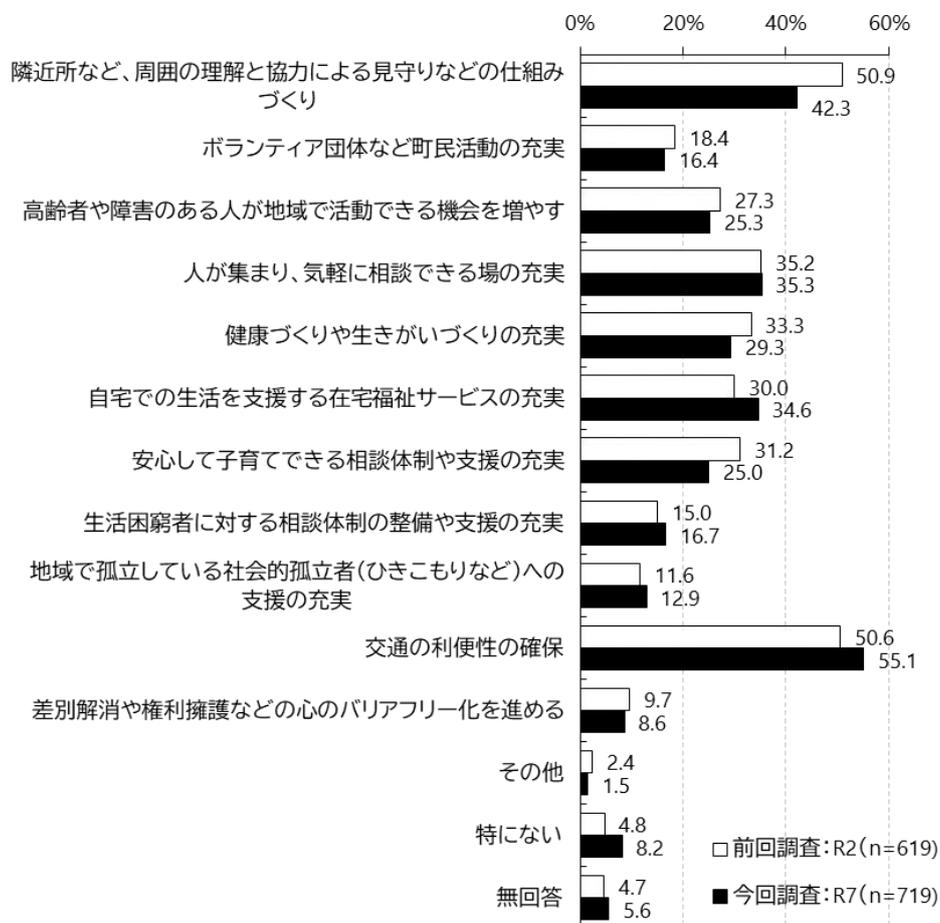
- 「家族構成」、「同居家族の人数」及び「世帯全員の年間収入」への回答結果から、経済状況分類を行っています(上記のいずれかに回答が無かった場合、分類からは除外)。
- 年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とし、同居家族の人数の平方根をとったもので除します。
- 上記の方法で算出した値(等価世帯収入)の中央値(194.45万円)を求め、さらに、その2分の1(97.23万円)未満であるか否かで分類します。
- 「中央値の2分の1未満」を「A層」、それ以外を「B層」と表現しています。(生活困窮、貧困状態等の表現は使用しません)

(9) 福祉全般について

●「交通の利便性の確保」について、半数以上が重要視しています。

「交通の利便性の確保」が 55.1%と最も多く、次いで「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの仕組みづくり」が 42.3%、「人が集まり、気軽に相談できる場の充実」が 35.3%、「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスの充実」が 34.6%となっています。

地域住民が助け合い、支え合いながら安心して暮らすために、今後どのようなことが重要だと思いますか。(複数回答)



(10) アンケート結果について

●地域住民のつながりの希薄化が進んでいます。

○「地域に愛着がある」との回答は減少傾向にあり、隣近所との付き合いでは「お互いの家を行き来する」が減少しており、特に10歳代から30歳代の若年層で「顔は知っているが声をかけたことがない」が多くなっています。自治会への加入も減少していることから、地域住民の関係性が薄くなっていることが表れています。

→地域住民の交流が深まる機会の創出が求められます。また、地域住民が地域のことを我が事と思うような意識の醸成、若いうちからの地域への愛着を持つ教育や体験が重要です。

●ひきこもり、ヤングケアラーが増加傾向です。

○近所での「ヤングケアラー」と思われる子どもの有無について、「いる」と「いるような気がする」を合わせると1割以上、「ひきこもりの人を知っている」は約2割となっており、地域に少数ではありますが、ヤングケアラーとひきこもりの人を一定数把握している人がいます。

→ヤングケアラーとひきこもりについては、家庭内での問題とみると表に出にくく、対応が難しい課題ですが、相談体制の整備と周知の徹底、また周囲の近い人たちの普段からの声かけなどにより表面化しやすい環境を整え、地域の課題としてとらえることが重要です。

●災害など非常時の対応が課題です。

○「災害時(地震・水害・火災等)」について、隣近所に助けてくれる人がいるかは、「いる」が約3割で前回調査と比べ、減少傾向にあります。また、住民同士が協力し合うために必要なことは「日ごろから住民同士が情報交換をする」、「自力で避難が困難な人の支援計画を考える」と答えた人も減少傾向にあり、地域の協力体制が薄くなっていることがわかります。

→避難を要する大規模な自然災害が頻発しており、地域の助け合いの意識の低下は被害の拡大につながります。普段からの避難訓練実施の重要性とともに、声かけや顔の見える付き合いにより、災害時に支援が必要な人を地域で把握し、被害の拡大の防止につなげる準備が必要です。

5 相談支援記録分析結果

本町では、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の相談窓口において、相談支援事業を行っており、寄せられた相談に対して相談内容の記録をとっています。記録された相談内容を分析することにより、地域で抱える社会課題を把握し、今後の福祉施策の推進や立案に資する基礎データとします。

●分析の目的

個別課題の重要な情報である相談支援記録を分析することで、地域に共通する社会課題を把握し、施策を検討する際の参考にします。

●分析対象

令和6年度に町の相談機関(地域包括支援センター、基幹相談支援センター)で対応した事例35件とします。

●分析方法

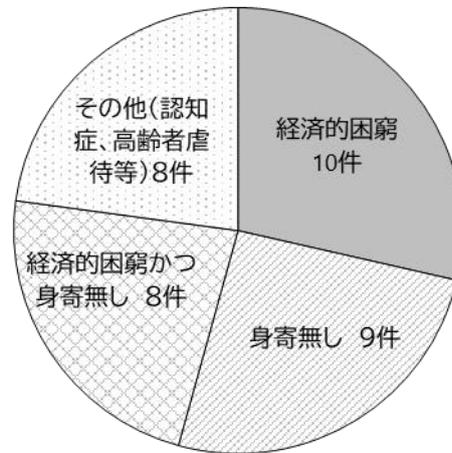
事例の相談支援記録を課題抽出が行えるように項目(F-SOAIP)ごとに分類しました。分類した内容をもとに個別の社会課題を抽出し、社会課題ごとに集計を行いました。

F-SOAIP の定義

多職種協働によるミクロ・メゾ・マクロレベルの実践過程において、生活モデルの観点から、当事者ニーズや観察、支援の根拠、働きかけと当事者の反応等を、F-SOAIPの項目で可視化し、PDCAサイクルに多面的効果を生むリフレクティブな経過記録の方法です

●分析結果

相談支援記録(35件)社会課題分析



- ・1番多い社会課題は「経済的困窮」で事例全体の51.4%。
- ・2番目に多い社会課題は「身寄りがいない」で事例全体の48.6%。
- ・「経済的困窮」事例と「身寄りがいない」事例を合わせると、事例全体の77.1%。
- ・「経済的困窮」と「身寄りがいない」の複合的な社会課題がある事例は事例全体の22.8%。
- ・「経済的困窮」事例は複合的な課題として、55.5%に「精神障害」、「知的障害」があり、「家族間トラブル」がある事例も16.6%。
- ・「身寄りがいない」事例は複合的な課題として、「精神障害」、「知的障害」、「身体障害」、「認知症」、「死後の対応」、「住居」等の課題がそれぞれ10%前後。

●考察

昨年度の調査結果と合わせてみても、町全体において経済的に困窮している世帯が多数存在することが想定されます。また、少子高齢化、単身世帯の増といった要因からも、身寄りのいない人が増えていることも同じように想定されます。

経済的困窮世帯が、同時に身寄りがいない世帯である実状もうかがわれ、現状の社会情勢では、このような複合的な社会課題を抱えた世帯が増加していくことが考えられます。

他方で、経済的困窮世帯と身寄りがいない世帯では、抱える課題に若干の違いがあることから、支援策としては、それぞれの個別性を重視した方法を検討する必要があると思われます。経済的困窮や身寄りがいないといった社会課題は、そのほとんどが社会環境に起因します。地域や家族等の様々なセーフティネットが弱体化した現在の社会環境では、個人が不利益を被ることが多く、これまでにないサポートが求められてきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第3期計画では「元気で明るく暮らせるまちをつくる」を基本理念に掲げ、町民一人ひとりが主体的に地域福祉に参画できる体制を推進してきました。

他方、社会環境の変化により、個人や家族、地域社会はこれまで以上に多様化しており、それぞれが抱える課題はより複雑化してきています。個人を支えるネットワークは脆弱化してきており、個人の主体性の尊重と合わせて、地域社会全体で相互に支え合える「地域共生社会」の構築に向けた取組を推進していく必要があります。

そのために、本プランにおいては、町民一人ひとりの権利をこれまで以上に尊重するとともに、地域社会の中で相互に支え合い、助け合いを推進することにより、町民が自分らしくいきいきと生活できるまちづくりを目指します。

本プランにおいては、これまでの地域福祉分野における取組や地域共生社会の考え方を踏まえるとともに、より健康で自分らしく生活することができるよう、また、本プランの上位計画にあたる、「第3次那珂川町総合振興計画」との整合性を図り、基本理念を「やさしく健やかな健康・福祉のまち」としたいと思います。

やさしく健やかな健康・福祉のまち

これまでの福祉は、どちらかといえば対象者を限定し、専門職から対象者に対するサービス提供が主体でした。今後は、専門職の減少が懸念される中、これまで以上に町民、地域、行政の協働を推進し、「自助」、「互助」、「共助・公助」それぞれの取組を推進していくことが重要となります。

この基本理念のもと、できる限り対象者を限定せず、町民一人ひとりが誰も取り残されない福祉のまちづくりを目指した地域社会・地域福祉の形成に取り組んでいきます。

2 基本目標

基本目標1 地域共生のまちづくり

ひきこもりを契機とした社会的孤立や、生活困窮等、多様な地域の課題の解決を目指すため、複数の機関の連携のもと総合的な相談窓口の体制強化と周知に努め、支援が必要な人に適切な支援を受けられるようにします。

また、認知症を含めた高齢者や障がいのある人、子どもや若者などすべての町民の権利が守られ、お互いに支え合えるような支援体制の構築と制度の普及に努めます。

基本目標2 福祉サービス・ボランティアの促進

福祉サービスの質と量の維持を目指し、ハード面の充実とソフト面の体制を整えます。関係機関の連携を密にし、地域福祉の担い手の育成を図ります。

公的サービスのみならず、地域住民に自主的に課題の解決に取り組んでもらえるよう、有償、無償にかかわらず、活動の中心的な担い手となるボランティアや活動団体などの育成と活動支援を推進します。

基本目標3 次世代の育成・支援

次世代を担う子どもや今後、町を背負う若者世代が活躍できる場を創出するとともに、ヤングケアラー等、生活上困難を抱えている若者を支援します。また、子育て世帯が暮らしやすい環境を整え、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域住民が明るく生きがいを持って暮らせるよう、地域における「あいさつ」や「交流」を促進し、住民同士がつながる主要な機会である行政区などの活動や祭り、地域サロンなどの地域行事の活性化を図ります。

基本目標4 安心安全に暮らせる町

地域の中で、交通弱者といわれる高齢者や障がいのある人、子ども等が町内で移動の制約を受けないよう、現在の公共交通機関の維持に努めます。

近年の温暖化を契機とした頻発する自然災害や、社会問題となっている高齢者や障がいのある人を狙った特殊詐欺等の犯罪行為から住民を守るため、住民同士の支え合いによる見守り活動への参加を広く働きかけ、防災、防犯の意識を高めるとともに、見守り活動や災害時等の緊急時の助け合いに関する仕組みづくりを推進します。

3 計画の体系図

【基本理念】

やさしく健やかな健康・福祉のまち

基本目標	基本施策	施策の方向性
1 地域共生のまちづくり	(1)お互いに支え合い、 自分らしく生活する	1. 総合的な相談支援体制の整備 (重層的支援体制整備事業実施計画)
		2. 家族のケアを支える仕組みの充実
	(2)権利を守り、支える	3. 地域の事業所との連携
		1. 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化
2 福祉サービス・ボランティアの促進	(1)福祉人材の確保と 育成	2. 福祉・医療・教育など多様な分野との連携
		3. 成年後見制度利用促進基本計画
	(2)ボランティア活動を 広げていく	4. 地方再犯防止推進計画
		1. 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実
		2. 福祉サービスの維持と人材の確保
(3)福祉情報の発信	1. 地域への関心と愛着の向上	
3 次世代の育成・支援	(1)若者世代の支援	2. 地域の魅力の発見とPR
		3. ボランティアの人材やリーダーの育成
	(2)近所のつながりを大 切にする	4. ボランティアセンターの機能の強化
		5. ボランティア活動の活性化
(3)福祉意識を向上する	1. 情報提供の充実	
4 安心安全に暮らせる町	(1)安心して過ごせる町	1. 子育て、ヤングケアラー支援の情報の発信
		2. 安全に遊べる場の確保
		1. 若者世代が交流できる場づくり
	(2)地域における見守 り、声かけ	2. 近所のつながりと交流の場づくり
		3. サロン、健康づくり教室の活動の場づくり
		4. サロン、健康づくり教室の担い手の育成
(3)災害時も安心して暮 らせる町	1. 福祉意識の向上	
	1. 公共交通の維持と利用促進	
(1)安心して過ごせる町	2. 新たな移動支援の検討	
	3. 酷暑への対策	
	1. 見守り活動の担い手や組織の支援	
(2)地域における見守 り、声かけ	2. 民生委員児童委員活動の支援	
	3. 地域活動組織等の支援	
	1. 災害への意識の向上	
(3)災害時も安心して暮 らせる町	2. 災害時の情報提供と連携体制	

第4章 施策の展開

【「施策の展開」ページの見方】

基本目標1 ○○○○○○○○○

(1) ○○○○○○○○○

●基本施策

現状と課題

●施策の方向ごとに、現状と課題を整理します。

期待される役割

●施策の方向性として、「住民」と「地域・社協」、「町」の役割分担を記載し、それぞれに期待される役割をまとめています。

※ここでの「地域」は、地域コミュニティを指し、具体的には民生委員児童委員、自治会、事業者、ボランティア、NPO 法人などをいいます。

住民

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

地域・社協

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

町

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

関連する分野別計画

●基本施策ごとに、関連する保健福祉分野別計画の基本目標等を記載することで、それぞれの計画との整合性や連携を図ります。

保健福祉分野別計画名	基本目標等

町・社協の取組

●地域や町民の活動等を支援・補完する町や社協の主な取組内容等を記載します。

取組名	取組内容(町)
取組名	取組内容(社協)

基本目標1 地域共生のまちづくり

(1) お互いに支え合い、自分らしく生活する

現状と課題

本町では、これまで町の各担当課の窓口のほか、地域包括支援センター・基幹相談支援センター・こども家庭センターなどの専門的な相談支援体制の充実を推進しており、体制の確保とニーズの把握は進んでいる状況です。社協、医療機関、介護サービス事業者などとの連携をさらに深め、必要な方に支援やサービスが適宜提供される体制の充実に努めています。また、福祉相談事業とも連携し、障害や生活困窮等、複合的な課題に対応しています。

近年、少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が大きな問題となっています。施設等のハード面の充実とともにそれを支える人材の確保と養成が大きな課題となっています。増加する外国籍世帯やヤングケアラー、「8050問題(80代の高齢者が50代の社会的に孤立している子どもの生活を支える問題)」や「ダブルケア(同じ世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態)」など、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。

このような問題にも対応するため、福祉人材の確保と養成、まだまだ働ける元気な高齢者に活躍の場を提供するなど、介護・障害・子育てなどの各分野を包括的に支援する体制を整備し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

期待される役割

住民

- ・積極的に相談窓口の情報を取得し、相談する
- ・近所への声かけや見守りを心がける
- ・地域のイベント等に参加し、住民同士の交流を深める

地域・社協

- ・支援機関との連携を強めるとともに、地域住民に対し、相談先や福祉サービス等に関する情報提供・周知に努める
- ・住民同士が集まれる活動場所を提供する

町

- ・支援機関との連携を強め、相談しやすい体制の整備と福祉サービス等に関する情報提供の充実を進める
- ・権利侵害されている人を把握し、必要な支援ネットワークを構築する

関連する分野別計画

保健福祉分野別計画名	基本目標等
高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画	地域包括ケアの充実による介護体制づくり
障害者計画2024(第7期障害福祉 計画・第3期障害児福祉計画)	住み慣れた地域での暮らしを支える

町・社協の取組

1. 総合的な相談支援体制の整備（重層的支援体制整備事業実施計画）

関係機関のネットワークをいかながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。誰もが安心してサービスを利用できるよう、サービス利用の改善に努めます。

取組名	取組内容(町)
①重層的支援体制整備事業	○町全体で「相互に支え合える地域共生社会」を構築できるようにする趣旨を踏まえ、構築に必要な「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の強化を図ります。
②相談窓口の周知	○住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、様々な問題について気軽に相談することができるよう、相談窓口の周知徹底を図るとともに、SNSを活用した周知を行います。
取組名	取組内容(社協)
①分野ごとの相談窓口の周知と総合的な相談窓口との連携	○サービスがスムーズに利用できるよう、居宅介護支援、計画相談支援等の相談窓口の周知を図るとともに、必要な事例は重層的事業の総合相談の窓口と連携をします。

基本目標1において、「社会福祉法」第106条の5に基づく「那珂川町重層的支援体制整備事業実施計画」を定めます。計画期間については、本プランと同様に令和8年度から令和12年度までとし、地域共生社会の実現に向けて包括的相談支援事業を推進することとします。

1. 重層的支援体制整備事業の概要

①事業創設の背景

地域住民が抱える課題が複合化・複雑化し、これまでの高齢、障害等の属性に応じた支援体制では対応が困難になってきています。さらに、家族や地域の関係性が希薄化し、社会全体の支える力が低下しているという背景もあります。そのため、社会福祉法が一部改正(令和2年法律第52号)され、重層的支援体制整備事業(以下、重層的事業)が創設されました。

②事業の理念

制度や分野の枠、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民が相互に支え合える地域共生社会を実現します。

③理念を実現するための3つの支援

- (1) 属性を問わない相談支援
- (2) 参加支援
- (3) 地域づくりに向けた支援

④本町における事業推進の経緯

重層的事業のモデル事業に、平成30年度から全国的にも先駆けて取り組んできました。身近な地域で分野を問わない相談ができる窓口の整備をはじめ、ひきこもり支援、特例ヘルパーの派遣等、町独自の施策に積極的に取り組んでいます。

⑤本計画の位置づけ

重層的事業実施にあたり、実施計画の策定に努めることが規定されています。本計画は事業の具体的な内容を定めるものになります。計画期間は地域福祉計画の期間と同じ令和8年度から12年度までの5年間とし、地域福祉計画と一体的に進捗管理を行います。

2. 具体的な事業内容

①属性を問わない相談支援

(1) 包括的相談支援事業

各相談支援機関が、相談者の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め単独の機関では対応が難しい事例は適切な機関と連携を図ります。

(対応する事業)地域包括支援センター、こども家庭センター、生活困窮者自立相談支援等

(2) アウトリーチ事業・多機関協働事業

困りごとを抱えていながらも支援が届いていない人に対して、丁寧な働きかけを行います。また、複合化・複雑化したニーズがある事例の調整役を担うとともに直接的な支援も行います。

(対応する事業)基幹相談支援センター、福祉相談センター

(3) 支援会議(受理会議)・重層的支援会議(ケア会議)

支援会議(受理会議)は会議の構成員に対して守秘義務を設けることで、潜在的な課題を抱える人に関する情報共有を可能にします。また、重層的支援会議(ケア会議)は複雑・複合的な事例の検討や地域課題の検討等を行います。

(対応する事業)受理会議・ケア会議

②参加支援

(1) 参加支援事業

本人が抱える課題を丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとマッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけることで、本人やその世帯のニーズに合った支援メニューをつくります。

(対応する事業)のんびりカフェ、ナトゥーラカフェ、ひきこもり家族会、特例ヘルパー等

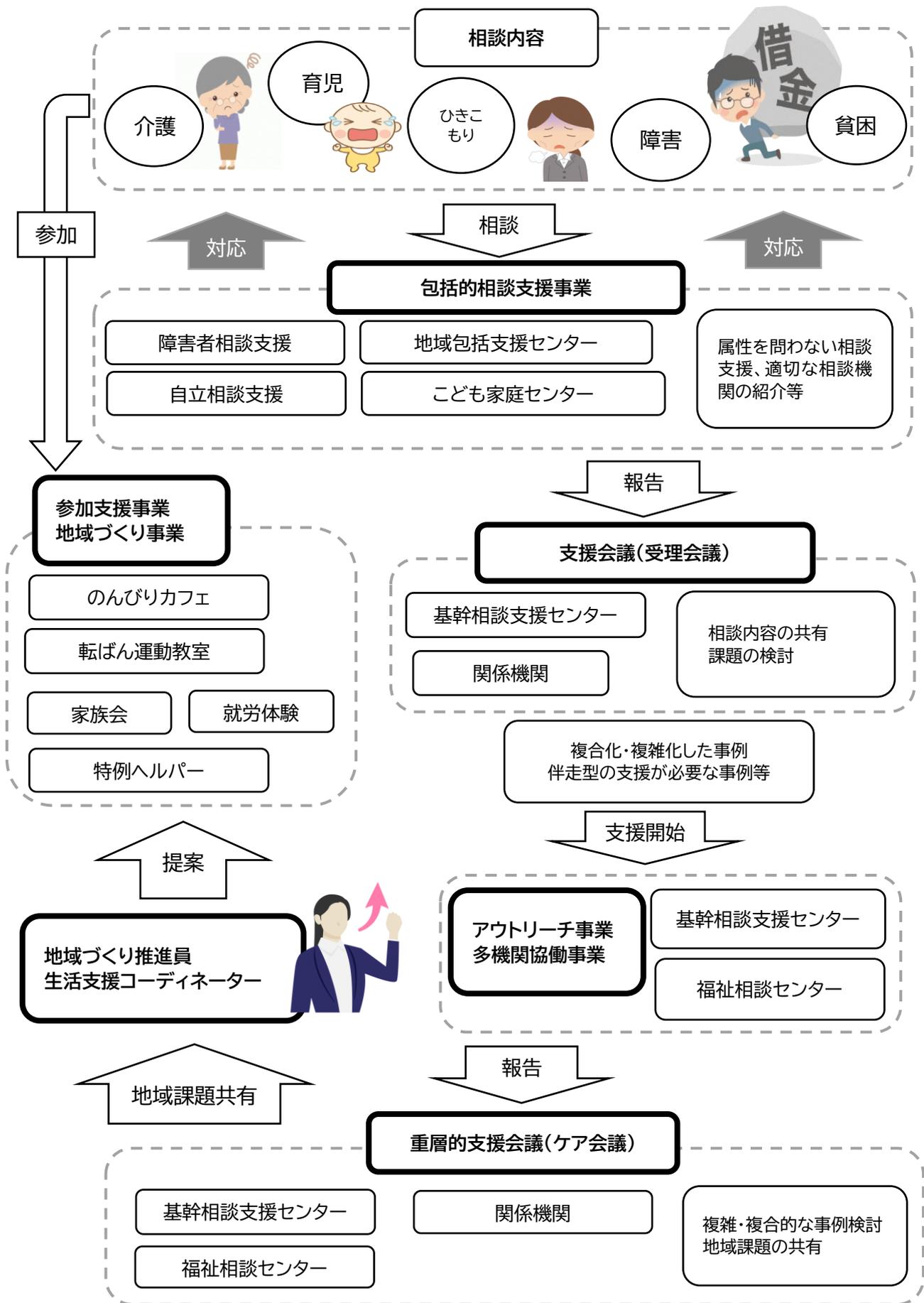
③地域づくりに向けた支援

(1) 地域づくり事業

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な居場所を整備するとともに、個別の活動や人をコーディネートすること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

(対応する事業)転ばん運動教室、子育て支援センターわかあゆ、就労体験等

重層的な支援体制のイメージ



2. 家族のケアを支える仕組みの充実

家族の介護をする家族介護者は、仕事や勉学等に取り組みながら日常の介護にも取り組んでいます。介護による離職者も増加しており、家族介護者を多面的に支える仕組みを充実させていく必要があります。

取組名	取組内容(町)
①家族介護者を支える多面的な支援	○家族介護者が安心して介護に取り組むことができるよう、紙オムツ等の助成を行います。

3. 地域の事業所との連携

子どもや障がいのある人、高齢者など見守りが必要な方が安心して地域で生活を営めるよう、見守りネットワーク推進協議会等を活用し、地域住民や事業所と連携しながら地域全体での見守り活動を推進します。

取組名	取組内容(町)
①事業所等の連携による見守り	○地域住民や地域の事業所と連携しながら、日常生活の中での見守り活動を推進します。
取組名	取組内容(社協)
①地域での見守り活動の推進	○老人クラブ等と連携をし、児童の登下校時を見守るなど、地域住民による「ながら見守り」*活動を推進します

※「ながら見守り」とは、日常生活の中で防犯の意識を持って、子ども、高齢者等の安全を見守る活動です。

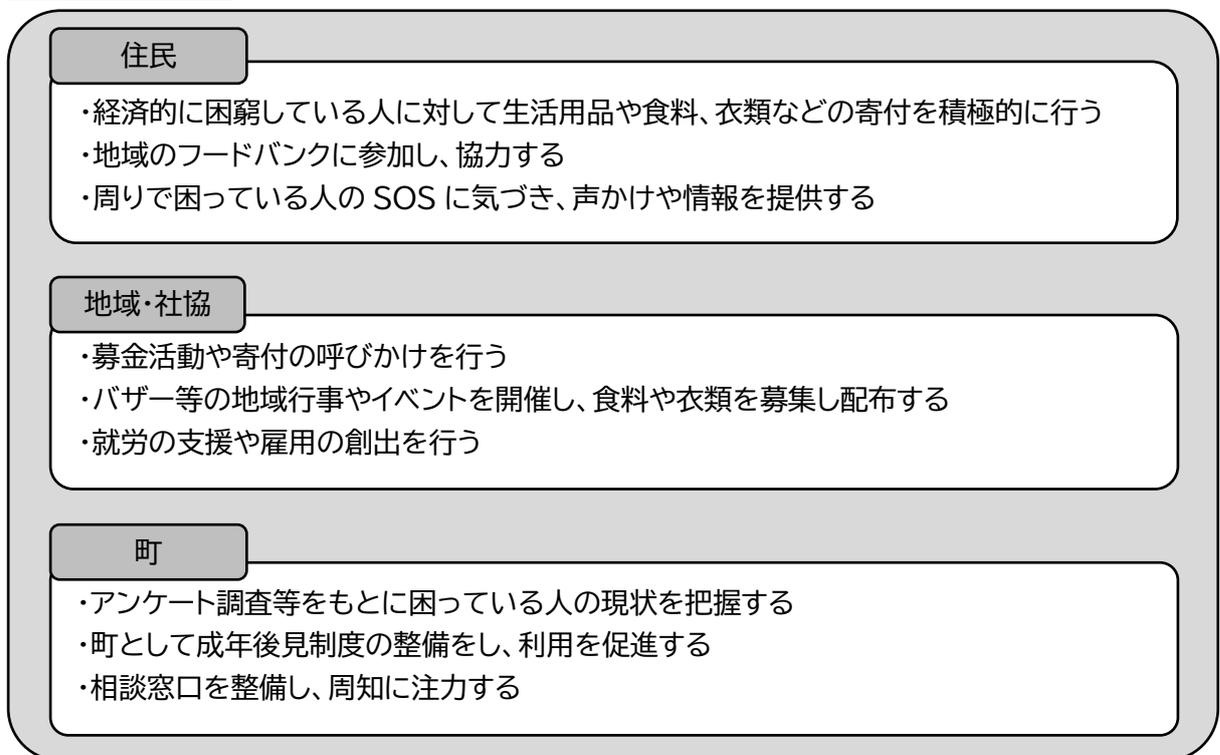
(2) 権利を守り、支える

現状と課題

本町では、基幹相談支援センターを中心に町の各担当課の窓口のほか、地域包括支援センター、こども家庭センターなどの多分野が連携した相談体制の充実を図ってきました。社協、医療機関、介護サービス事業者などとの連携のもと、必要な方に支援やサービスが適宜提供される体制の充実に努めています。

また、本町では高齢化率の上昇をはじめ、高齢者のみ世帯数や障害者手帳所持者が増加しており、今後、認知症等の判断能力が不十分な人の増加も予想されることから、権利擁護に関する理解を深め、人権を守るために関係機関と連携を図り、支援体制を充実することが必要です。

期待される役割



関連する分野別計画

保健福祉分野別計画名	基本目標等
高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画	すべての高齢者が幸せに暮らせる地域づくり
障害者計画2024(第7期障害福祉 計画・第3期障害児福祉計画)	一人ひとり対応した早期療育

町・社協の取組

1. 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化

関係機関の連携体制のもと、生活困窮者の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援・給付金の支給等の適切な支援につなげます。

権利擁護や成年後見制度について広く周知を行い、事業を推進します。また、判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業に取り組みます。

高齢者、障がいのある人、児童などの虐待やDVの予防、早期発見、早期対応を図るため、広報・啓発事業や関係機関との連携推進など、体制整備を図ります。

取組名	取組内容(町)
①生活困窮者の相談、支援体制の強化	○養護者が病気などで就労できない低所得の子育て世帯など複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、適切な相談支援を行います。また、経済的な負担が軽減されるような施策を検討します。
②権利擁護の普及啓発	○認知症の人、知的障がい者、精神障がい者など、本人の判断能力が十分でない人の権利を守ることができるよう、広く権利擁護の普及啓発及び相談窓口の周知に努めます。
③虐待等の早期発見・早期対応	○児童虐待、高齢者虐待やDVIに関する相談・防止体制の強化を図るとともに、啓発活動を充実していきます。
取組名	取組内容(社協)
①生活困窮者の相談、支援体制の強化	○複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、適切な相談支援を行うとともに、必要な方へは食糧支援、貸付等を行います。

2. 福祉・医療・教育など多様な分野との連携

町が核となり、総合的な地域福祉ネットワークを構築するとともに、地域福祉のコーディネートの機能強化を図り、課題把握から解決までを円滑にし、より広く強いつながりをつくります。

取組名	取組内容(町)
①多職種連携ネットワークの充実	○医療介護連携の場である鮎みの会をはじめとして、専門職相互の連携を推進していきます。
②多職種連携研修・会議の充実	○生活支援推進協議会、自立支援協議会等を拠点として、地域の専門職相互の連携、質の向上を図ります。

3. 成年後見制度利用促進基本計画

基本目標1において、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を定めます。計画期間については、本計画と同様に令和8年度から令和12年度までとし、成年後見制度の利用を促進するための施策を推進することとします。

①成年後見制度

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があり、法定後見制度とは、判断能力が低下し、契約等の法律行為ができなくなるなど、本人の生活に支障が出た場合、本人や親族等が家庭裁判所に申し立てることにより、利用できる制度です。

任意後見制度とは、将来、自分自身の判断能力が低下した場合に備え、判断能力があるときに、本人自らがサポートの内容や後見人となってサポートしてくれる人を選び、公正証書を作成し、その人と契約しておく制度です。

②中核機関を中心とした体制の整備と運営

町は社協とともに中核機関の体制を整備します。中核機関とは専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識を持つ地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

以下の4つの機能が充実することで、本人や親族後見人等を見守る体制が構築され、親族後見人等が、本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、不正防止効果が期待されます。

(1) 広報機能

中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関と連携しながら、パンフレットの作成・配布をはじめ、広報誌、ホームページなど様々な媒体を通じて、制度の普及啓発を図ります。

(2) 相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。様々な情報を把握・整理し、他機関との連携を図ることにより、個別の相談に適切な助言、情報提供を行い、支援につながるようにします。

(3) 成年後見制度利用促進機能

後見人選任のための支援として、専門職後見人候補者の推薦、町民後見人の受任調整（マッチング）、親族後見人が受任できるための支援を行い、家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう連携を図ります。

(4) 後見人支援機能

町民後見人や親族後見人からの日常的な相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて、専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。

取組名	取組内容(町)
①権利擁護の推進	○権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。
取組名	取組内容(社協)
①法人後見の推進	○後見制度の利用が必要な人に対して支援ができるよう、法人後見の体制整備を行います。

4. 地方再犯防止推進計画

基本目標1において「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を定めます。計画期間については、本計画と同様に令和8年度から令和12年度までとし、再犯防止についての施策を推進することとします。

①地域理解

犯罪と非行の防止と、犯罪をした人等の社会復帰を支援することの重要性について、地域の理解を深めることを目的として、「社会を明るくする運動」をはじめとした広報・啓発活動を推進します。

②活動支援

保護司や更生保護女性会等の更生保護活動の支援と活動の周知を進め、保護司など更生保護関係の支援者・団体に対する支援の充実を図ります。

③連携体制

犯罪をした人等の年齢や疾病・障害等の特性に応じて、必要な支援に結びつけることができるよう、保護観察所や保護司会などの関係機関と連携を深め、相談にあたる体制づくりを進めます。

取組名	取組内容(町)
①再犯防止の推進	○保護司や更生保護女性会等とともに地域全体で連携を図りながら、再犯防止の活動や社会を明るくする運動の推進により、再犯防止への啓発を進めていきます。
②人権相談等の実施	○地域の中で、刑を終えて出所した人やその家族等に対する偏見・差別に悩む方に対し、人権擁護委員による人権相談や普及啓発活動を実施することで、再犯防止につながるよう活動していきます。

基本目標2 福祉サービス・ボランティアの促進

(1) 福祉人材の確保と育成

現状と課題

本町の人口は減少が続いており、特に生産年齢人口の減少が多く、今後もさらに減少していくことが見込まれます。サービスの受給者数は今後、横ばいか増加が予測されることから、福祉サービスに関わる人材の確保が急務となっています。

現在町では、ハローワークと連携し、求人情報の紹介や、学生の実習の受入れなどを積極的に行っており、福祉施設への就職につなげ、人材の確保に注力しています。また、自立支援協議会、生活支援推進協議会等を中心に研修を定期的に行い、職員の質の向上を進めています。

今後は、さらに支え手の確保が難しくなることから、福祉に関心を持つような教育、意識の醸成を図ることが必要になってきます。

また、発達障害の専門家の育成など、あらゆる種類のサービスが提供できるよう、多分野で連携した研修、育成の機会の場を多くつくる必要があります。

期待される役割

住民

- ・サービスが必要にならないよう、健康維持に心がける
- ・福祉の重要性について自ら考え、意識を高める
- ・お互いに誘い合って、福祉の活動に参加する

地域・社協

- ・福祉を理解してもらうための講座を開催する
- ・人材募集のPRをする
- ・介護体験や勉強のイベントを開催する

町

- ・福祉に関する資格取得のための助成を推進する
- ・役場内に何でも相談窓口を開き、相談に応じる
- ・福祉サービス事業の補助金等の支援を充実させる

関連する分野別計画

保健福祉分野別計画名	基本目標等
高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画	充実した介護サービスの提供
第2期健康なかがわ21プラン	相談、支援の充実、人材育成

町・社協の取組

1. 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

関係機関とも連携しながら、相談窓口や研修会の場合など、様々な機会を通じた情報提供に努めます。専門部会を発展的に継続実施し、課題やニーズの把握、地域への情報提供などの運営支援を通し、地域における、特性に応じた地域福祉の推進体制づくりを促進します。

取組名	取組内容(町)
①各種福祉サービスの提供	○高齢者福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援プランなどに基づき、必要なサービスが適切に提供できるよう、地域の体制整備に努めます。
②福祉ニーズの把握	○地域包括支援センター、基幹相談支援センター、こども家庭センター、福祉相談センター等関係者との連携を密にし、町民の福祉ニーズを把握することに努めます。

2. 福祉サービスの維持と人材の確保

医療・介護・福祉などの専門職の人材確保・定着に向け、専門性や質を高める人材育成などの取組を促進していきます。福祉事業所や大学などと連携・協力して学生向けの事業所紹介・就職マッチング等に取り組むほか、先進自治体の動向などを調査研究してその結果を事業所と情報共有するなど、幅広く人材確保支援に取り組めます。

取組名	取組内容(町)
①人材の発掘・就労支援	○医療・介護・福祉などの地域における潜在的な人材の協力が得られるよう、人材養成研修の実施等に努めます。
②介護のノウハウなどの向上支援	○事業所や関係機関などの協力を得て、家族介護者などが介護の方法やノウハウなどを学び・体験する機会を提供します。

(2) ボランティア活動を広げていく

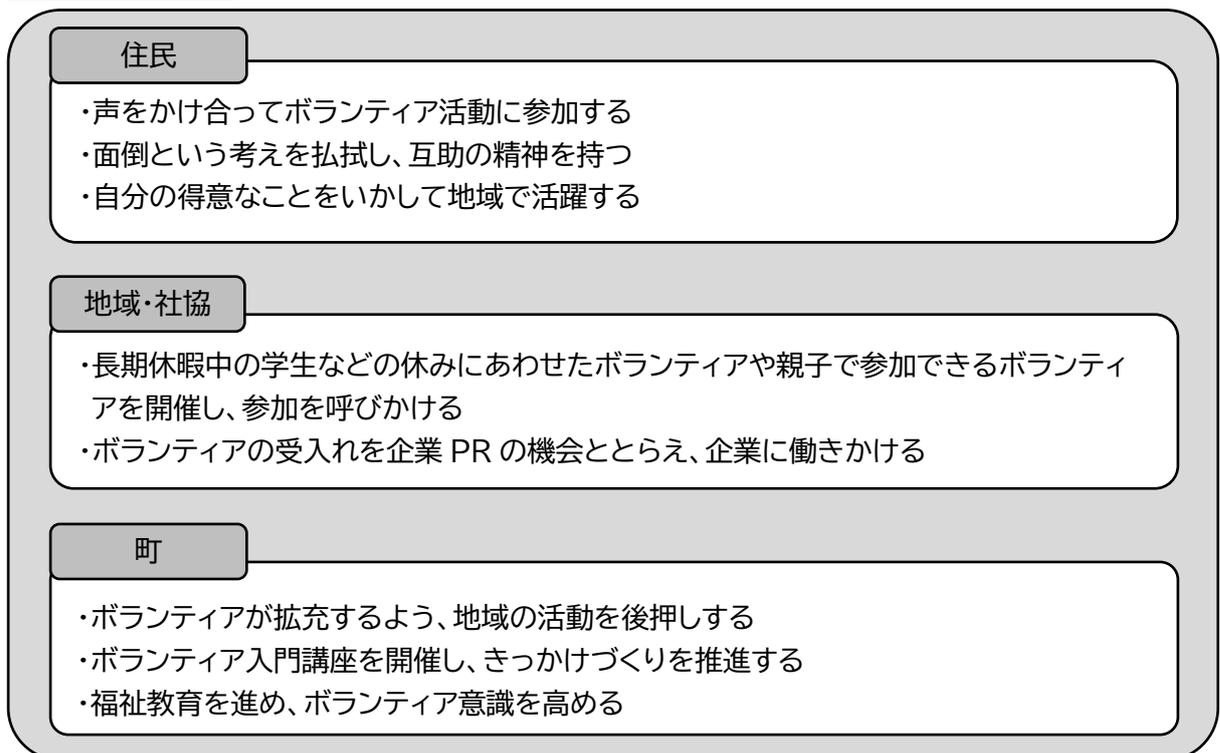
現状と課題

複雑化、多様化している地域での課題の解決に向けて、従来の町からの支援だけでは、対応が十分でない課題や、支援が行き届かない人も出てきています。今後は町からの支援を補完する形で、地域やボランティア活動も大きな力として住民を支えることが必要です。

ボランティアも高齢化が進んでいる現状で、次世代のなり手が不足していることから、地域で中心となってリーダーとなれる人材の確保が急務で、その人材のもと地域の活性化が次の世代に引き継がれていくよう、地域に愛着を持ち、その地域で活躍できる人材の育成を進めます。

同時に、ボランティアセンターの機能強化も必要で、社協を中心とした各機関の連携体制の充実、ボランティアの「受け手」と「支え手」のマッチングを進め、効率的な活動の推進を行うことが重要です。

期待される役割



関連する分野別計画

保健福祉分野別計画名	基本目標等
高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画	将来を見据えた健康づくり、生きがいづくり
第2期健康なかがわ21プラン	生きることの促進要因への支援

町・社協の取組

1. 地域への関心と愛着の向上

広報誌やホームページなど多様な媒体を活用して地域福祉に関する広報・啓発活動の充実に努めるとともに、町や関係機関が開催する各種イベントにおいて、福祉に係るコーナーの設置など、より多くの町民が福祉に接する機会づくりに努めます。

各種行事やイベントの開催を通じて、地域のつながりと愛着の形成を促します。

取組名	取組内容(町)
①わかりやすい情報提供の推進	○当事者団体やボランティアなどの協力を得て、わかりやすいリーフレットなどの作成、音訳や手話、点字等、誰もがわかりやすい形での情報提供を進めていきます。
取組名	取組内容(社協)
①福祉のイベント等の開催	○当事者団体やボランティア団体、福祉事業所などが主体となり、福祉機器や介護などを体験・実習する機会づくりを検討します。

2. 地域の魅力の発見とPR

子どもが学校や地域の中で、体験や交流を通じた福祉教育に取り組み、福祉意識の醸成と地域の愛着の向上を進めるとともに、学びをいかした地域社会におけるボランティア等の実践を促進します。

町民がいつまでも那珂川町に「住み続けたい」、また、一旦離れても「帰りたい」と思えるように、町に対しての愛着の醸成に努めます。

取組名	取組内容(町)
①自然や歴史をいかした地域への愛着を育む事業の展開	○郷土理解や自然に親しむことのできる体験学習の機会を提供し、自らの地域への関心を深めるとともに、実際に地域福祉活動への参画を図ることで、地域に対する愛着を育みます。 ○「暮らしたいまち」、「訪れたいまち」となるよう、那珂川町の産業や教育、文化、福祉などの町の総合力を高めるとともに、町の魅力を発見し、情報発信します。

3. ボランティアの人材やリーダーの育成

地域活動やボランティア活動などに参加するメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時への配慮等により、幅広い年齢層の人材育成に努めます。

研修会などを開催し、活動のリーダーや参加者の資質の向上を支援するとともに、仲間づくりや活動の活性化を促進します。

様々な経験を持った人材の登録、活用ができる体制づくりを進めます。

取組名	取組内容(町)
①地域活動やボランティア活動への参加・参画促進	○地域活動やボランティア活動に興味のある人の地域行事やイベントへの参加を促し、新たな担い手としての参画を促進していきます。
取組名	取組内容(社協)
①ボランティア活動の展開促進	○町民が持てる能力や技能・経験などを活用し、日常生活での困りごとの解消や簡単な手助け・支援の取組が展開できるよう、「有償」、「無償」問わず町に合った活動方法を検討します。

4. ボランティアセンターの機能の強化

地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人(担い手)と支援してほしい人(ニーズ)を結びつけるコーディネートやマッチングを行います。

取組名	取組内容(社協)
①ボランティアセンターの強化	○新規ボランティアの発掘や育成、ボランティアグループの活動支援により、ボランティアを確保するとともに、様々なニーズの把握を行い、ボランティアと支援を希望する方の派遣調整(マッチング)を行います。
②ボランティア登録者の拡充	○各種ボランティア講座などを充実し、修了生のボランティア登録を促進します。

5. ボランティア活動の活性化

ボランティアセンターや町ホームページにおいて地域活動やボランティア活動を発信します。

事業所における社会貢献活動の参加を推進します。

取組名	取組内容(町)
①情報発信・提供の充実	○ボランティア活動を始めるきっかけとして、様々なボランティア活動を紹介できるよう、町広報誌の紙面を充実させていきます。
取組名	取組内容(社協)
①情報発信・提供の充実	○ボランティア登録者を拡充できるよう、ふくしながわの紙面の充実とSNSを活用し、ボランティアへの関心を高めていきます。
②ボランティア団体等の活動の支援	○共同募金配分金等を活用し、ボランティア団体等への経済的支援を検討していきます。

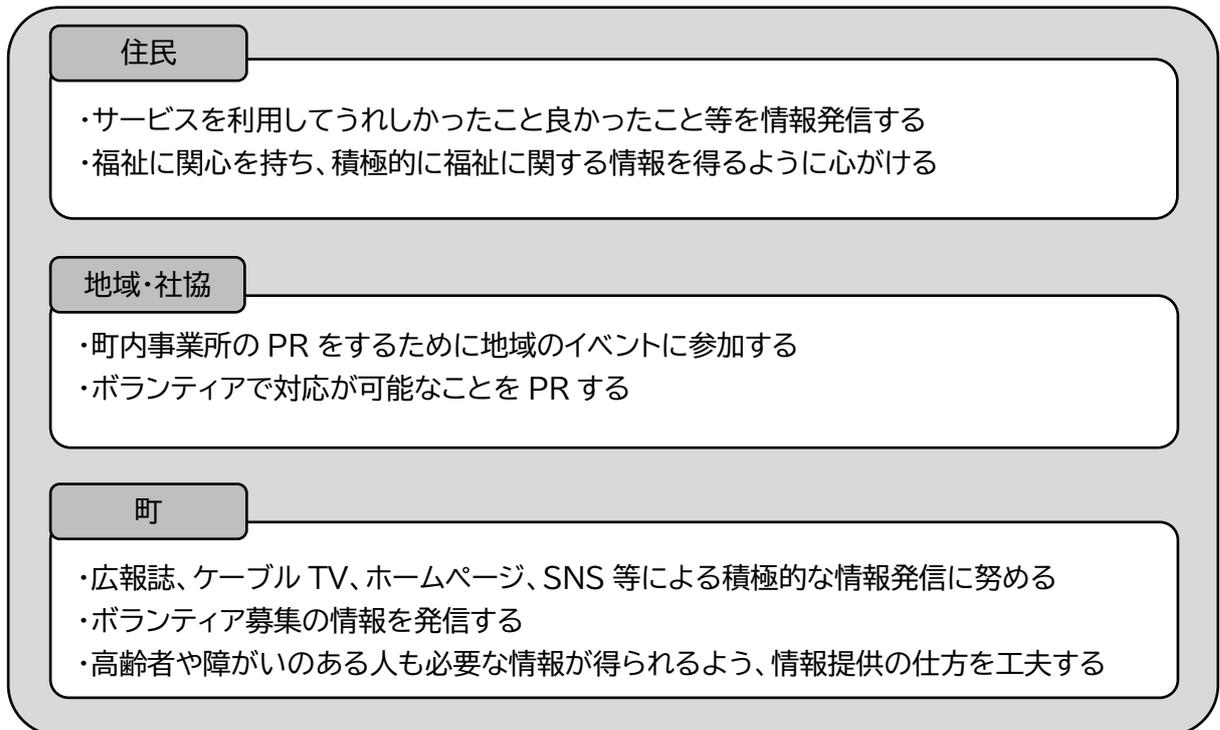
(3) 福祉情報の発信

現状と課題

本町ではこれまで、福祉サービスや相談窓口などの支援に関する情報提供を町の広報誌やホームページ、ケーブルテレビを中心に進めてきました。アンケート調査の結果でも福祉サービスの情報を「町や県の窓口、広報誌、ホームページ」から得ている割合は4割近くとなっています。

情報技術の発展に伴い、SNS 等、発信する媒体も多様化しており、町民一人ひとりに応じた様々な発信媒体で情報提供をする一方、インターネットにアクセスしづらい高齢者や障がいのある人、日本語の理解が不十分な外国籍の町民、情報を得られる環境にない貧困層の家庭等が必要な情報を得られるよう、紙媒体・対面案内・音声案内・多言語案内・手話対応などきめ細かな情報提供の進展が求められます。

期待される役割



関連する分野別計画

保健福祉分野別計画名	基本目標等
第2期健康なかがわ21プラン	住民への啓発と周知

町・社協の取組

1. 情報提供の充実

利用者が主体的にサービスを選ぶことができるよう、介護保険制度や障害福祉サービス、子育て支援などの分野別パンフレット等を作成するとともに、ホームページや SNS を積極的に活用し、わかりやすい情報提供に努めます。

高齢者や障がいのある人、外国籍の人など、情報の入手が困難な人に配慮した情報提供に努めます。

取組名	取組内容(町)
①町民にわかりやすい情報提供	○福祉に関する情報をわかりやすく提供するため、町ホームページや広報誌、ケーブルテレビ等の活用だけでなく、デジタル技術を活用した情報発信方法を検討し、様々な年代に寄り添った積極的な情報提供を図ります。 ○福祉に関する理解が得られるよう、町民だけでなく、事業所、民間企業等へも積極的に情報発信を行います。
取組名	取組内容(社協)
①地域に密着した方法での情報発信	○福祉情報を、地域に密着した方法で情報発信していきます。また、SNSも積極的に活用していきます。

基本目標3 次世代の育成・支援

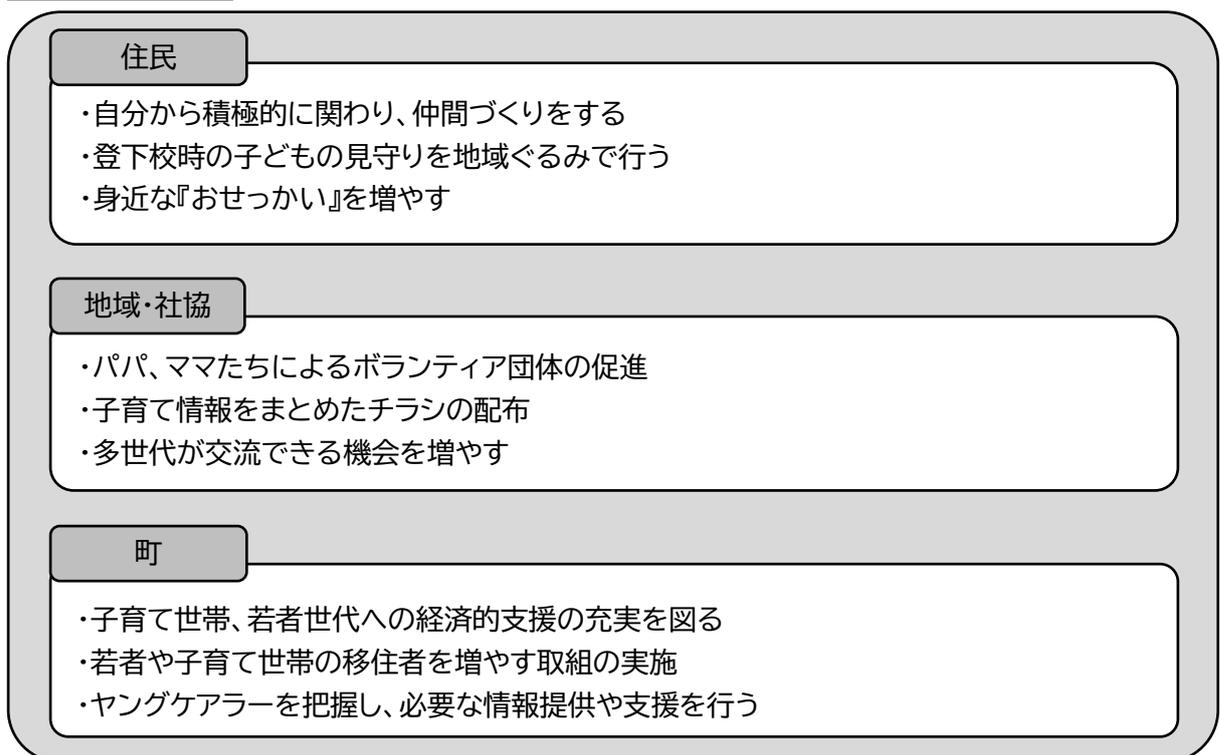
(1) 若者世代の支援

現状と課題

ここ数年の出生数の減少傾向に伴い、本町では将来人口の減少が見込まれています。町として人口の維持、増加は大きな課題で、対策が急務となっています。これまで子育て支援に注力し、住みやすい町としてのPRに努め、子育て世帯、若者世代を呼び込む施策を行ってきましたが、人口が増加に転じる状況とはなっていません。

子育て世帯を増やし、人口を維持するためにも、子育て支援やサービスの情報提供や広報を見直し、友だち同士の紹介や口コミなどの情報発信など地域に根ざした広報活動に注力するなど、新規転入者や町外にも情報を広げることが必要です。また、ヤングケアラー等、家庭の中でケアを担っている子どもたちを把握するとともに、必要な情報提供を図る必要があります。

期待される役割



関連する分野別計画

保健福祉分野別計画名	基本目標等
第3次子ども・子育て支援プラン	子育てを社会全体で支える環境づくり
第3次子ども・子育て支援プラン	子どもを慈しむ社会づくり

町・社協の取組

1. 子育て、ヤングケアラー支援の情報の発信

子育て、ヤングケアラー支援などの福祉サービスの情報提供については、広報誌やホームページなどによる情報提供をはじめ、保健事業、各種団体のイベントなど、様々な機会を通じて情報を発信するとともに、地域における福祉活動の情報についても提供していきます。

取組名	取組内容(町)
①子育て、ヤングケアラー支援に関するわかりやすい情報提供	○子育て、ヤングケアラー支援に関連した情報を集約し、冊子や、ホームページなどを通じて情報提供の充実に努めます。

2. 安全に遊べる場の確保

子どもや子育て世帯が地域の人々とふれあい、地域の歴史・文化を学び、様々な感動を体験することは、子どもの育ちにも、地域づくりにとっても必要です。地域の祭り、スポーツや文化活動、体験型イベントなどを通して、子どもの成長を支えるためにも、安全な場所の確保が求められます。

取組名	取組内容(町)
①安全に遊べる場の確保	○地域の人々の憩いの場、交流の場として、また、子どもや子育て世帯が安全・安心に遊べる場の整備に努めます。
取組名	取組内容(社協)
①子育て広場の充実	○子育て世帯が安心して交流できる場を整備していきます。

(2) 近所のつながりを大切にする

現状と課題

いわゆるコロナ禍の影響から、人との接触を避ける傾向が定着化し、地域における交流の機会が少なくなっています。アンケート調査の結果からも身近な近所付き合いが減少しており、若い世代ほど付き合いが薄くなってきている傾向がうかがえます。地域での孤立といった観点から、ひきこもりや不登校、新たに顕在化したヤングケアラーについても課題となっています。

本町では、高齢者への運動教室の開催やコミュニティスクールの活動、認定こども園での農業体験などを通じて、多世代が携わる地域のコミュニティの結びつきを推進してきました。

引き続き、近所付き合いの深化、地域コミュニティの推進を続け、ひきこもり対策やヤングケアラーの早期発見、解決につながるよう、地域での支え合いや見守り体制の構築が必要です。

期待される役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・日ごろからあいさつをし、付き合いを大切にする ・困っている人の相談にのってあげたり、相談窓口を紹介する ・地域のイベントに積極的に参加する
地域・社協	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間づくりを目的としたイベントを開催し、ボランティアとして協力する ・地域食堂への支援、子どもが参加できるイベントを実施する ・コーディネーター等の人材を育成する
町	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設を利用した親子交流会等を実施する ・遊べる場の確保のため、公園等の施設インフラを整備する ・多世代交流の機会を増やす

関連する分野別計画

保健福祉分野別計画名	基本目標等
障害者計画2024(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)	自分らしさを生かした活動
第3次子ども・子育て支援プラン	安心して子どもを生み育てられる環境づくり

町・社協の取組

1. 若者世代が交流できる場づくり

子どもの成長と子育てを支援するため、保育や幼児期の教育の確保を図るとともに、子どもや親同士が気軽に交流できる場や相談する場の提供を行います。また、子育て世代だけでなく、多世代が交流できる機会を充実させます。

取組名	取組内容(町)
①子育て支援センター事業	○子育て支援センターわかあゆを運営し、子育て支援の充実を図ります。
②多世代交流機会の提供	○多世代が交流し、ケアに関する情報の共有や、相互に支え合えるような場や機会の提供の充実を図ります。
取組名	取組内容(社協)
①子育て世代の交流の場の確保	○子育て広場を活用したイベントを企画し、子育て世代の情報交換と交流を促進します。

2. 近所のつながりと交流の場づくり

少子高齢化や核家族化が進行する中、「向こう三軒両隣」の精神で地域の共同体としてのコミュニティを育み、子どもから高齢者まで多世代が集い、行政区の良好なコミュニティ形成を図っていきます。

認定こども園や小・中学校、高等学校における各種の行事などを通して、地域の人々や高齢者、障がいのある人などとの交流の場を設け、互いのつながりをつくっていきます。

町民の公共施設の利用を促進し、交流の場として有効活用を図ります。

取組名	取組内容(町)
①認定こども園、小・中学校、高等学校と町民の交流の促進	○認定こども園、小・中学校、高等学校の学校行事や地域の行事などを通じて、地域の高齢者や障がいのある人などとの交流を図ります。
②地域活動と交流の拠点づくりの推進	○のんびりカフェをはじめとした当事者主体の居場所を、多世代交流の拠点として機能させていきます。
取組名	取組内容(社協)
①行政区への活動支援	○社会福祉協議会費を活用し、住民の主体的な参加とつながりづくりを目的とした経済的支援を実施していきます。

3. サロン、健康づくり教室の活動の場づくり

生涯を通じた健康づくりに対する町民の意識の啓発と取組を推進します。

地域の人同士のつながりを深めるため、「サロン活動」などの企画支援等を行います。

シルバー人材センターなどの加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。

取組名	取組内容(町)
①健康づくりの教室・イベントの充実	○多様な世代が積極的に参加できる健康づくり教室やイベントを実施します。また、日ごろから、健康増進に努めることができるよう、「那珂よし健康ポイント」を促進していきます。
②つどいの場(居場所づくり)の充実	○身近な地域での高齢者を中心としたつどいの場を土台に、多世代交流の場や、障がいの有無にかかわらず誰もが参加でき、多様性を認め合える共生型のつどいの場、日々の見守りや早期のSOSなどのニーズキャッチできるつどいの場など多様なつどいの場づくりを推進します。 ○つどいの場を活用し、社会から孤立しがちな人や世帯が役割を持ち、地域とつながる機会を提供します。
③シルバー人材センターなどの活動支援	○シルバー人材センターなどの充実を図るため、研修やサポート体制の充実を図り、気軽に依頼や利用ができるよう、仕事・業務の開拓や広報・啓発活動を支援します。
取組名	取組内容(社協)
①地域サロン開催に向けた相談、立ち上げ支援	○町民参加の小地域活動として、ふれあい・いきいきサロンの全町的な広がり推進を図るため、様々な支援を行います。

4. サロン、健康づくり教室の担い手の育成

サロンや教室を企画運営するリーダーの研修会などを開催し、活動の指導者の資質向上を図り、仲間づくりや団体の活性化を支援します。

取組名	取組内容(町)
①健康づくり教室の担い手の育成	○各種リーダーを養成するための研修や講座を開催します。また、関係機関等と連携し、ボランティア等のリーダーを養成する場や機会の提供に努めます。
取組名	取組内容(社協)
①サロン担い手への支援	○担い手への支援体制の充実を図り、地域型サロンが継続して実施できるよう支援を行います。

(3) 福祉意識を向上する

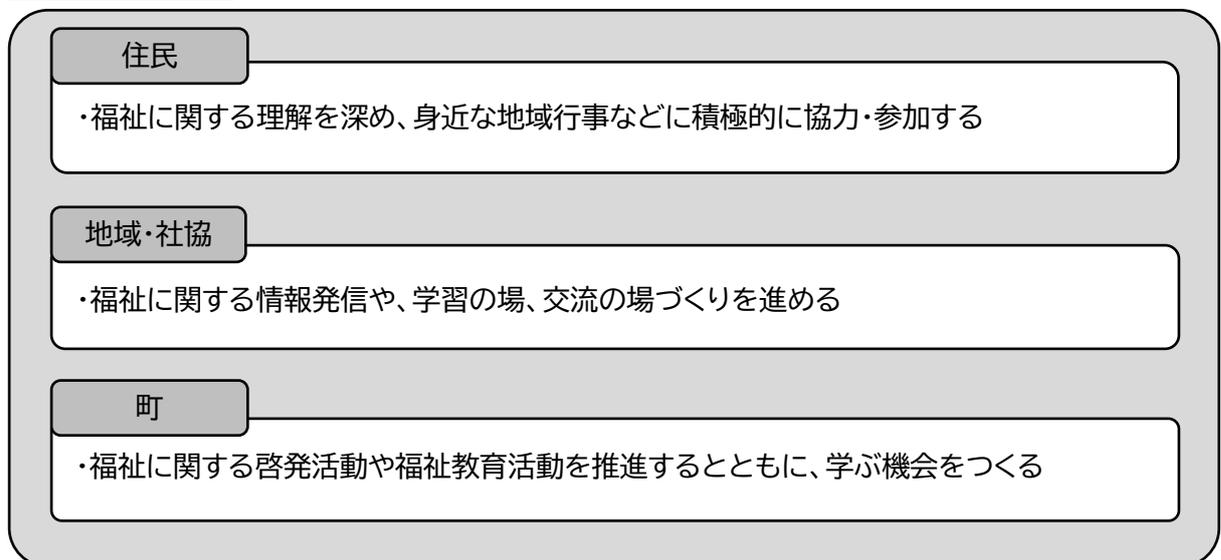
現状と課題

人口の減少、核家族化といった社会状況により、地域コミュニティの希薄化、地域で孤立する人や世帯の増加が問題となっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていくために、まずは、あいさつといった気軽なきっかけづくりからはじめ、様々な交流を通じてお互いを知り、人と人とのふれあいを深め、支え合い、助け合いの関係を築いていくことが必要です。

また、子どものころから福祉を身近に感じられるよう、学校や家庭、地域など多様な機会を通じて福祉教育を行うことが大切です。

期待される役割



関連する分野別計画

保健福祉分野別計画名	基本目標等
障害者計画2024(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)	共に生きることへの理解促進
第2期健康なかがわ21プラン	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

町・社協の取組

1. 福祉意識の向上

各小・中学校、高等学校における「総合的な学習の時間」などの中で、福祉体験学習や、人権教育、生涯学習の充実、福祉講演会の開催などを通じて、町民の福祉に対する理解を深め、福祉教育を推進します。

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもころから福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進します。

取組名	取組内容(町)
①福祉を学ぶ機会づくりの推進	○事業所や当事者団体、ボランティアとの協働により、利用者などとの交流・ふれあいなどを通じて、ハンディキャップのある人の問題や支援方法などを学ぶ機会の充実を図ります。
②地域課題の解決方策の検討	○支援を要する人、悩みや不安などを抱えている人などに関する課題を整理し、解決方策などを研究・検討する場を設定します。 ○町民が地域での地域福祉への取組の現状や課題等について、主体的に話し合うことで、今後の町民による助け合い、支え合いのきっかけづくりに資するとともに、その結果を地域福祉計画に反映します。
取組名	取組内容(社協)
①福祉体験学習の実施	○職員やボランティアが各小・中学校、高等学校に出向き、車いす、高齢者疑似体験など各学校のニーズに応えたプログラムを提供し、福祉意識の醸成に努めます。また、各学校へ車いすなどの機材の貸出しを行います。
②地域課題への取組方法の検討	○町民と社協が一体となって地域課題へ取り組めるよう、日常的に連携を図り、具体的な方法を地域福祉活動計画に反映させていきます。

基本目標4 安心安全に暮らせる町

(1) 安心して過ごせる町

現状と課題

高齢化率の上昇に伴い、免許返納などにより車の運転ができなくなる高齢者が増加し、いわゆる交通弱者が今後さらに増加すると考えられます。アンケート調査の結果から、安心して暮らすために必要なものとして「交通の利便性の確保」が5割強と最も多くなっています。地域の誰もが気軽に利用できる公共交通機関、移動手段の確保と維持が必要となってきます。

日常生活に必要な買い物や通院等の移動手段として、本町ではコミュニティバスやデマンドタクシー「なかちゃん号」を運行して地域の公共交通を担っています。交通インフラの整備とともに、デマンド交通のサービスの向上、公共交通の維持や周知啓発に努めるとともに、新たな移動支援の充実を図ります。

近年の温暖化の影響により、日常生活を安全に過ごすことが難しい気温が夏場に続いています。酷暑への対応としては、エアコンの利用が望まれますが、困窮世帯を中心にエアコンの設置がなされていない世帯もあり、そのような世帯への支援として酷暑時の一時避難所が必要になってきます。

期待される役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・近くに住んでいる人とのカーシェア、サイクルシェアをする ・利用できる制度を調べたり、確認する ・行政区等で移動が困難な人の情報収集をする
地域・社協	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の車両の貸し出し、運転手の派遣を行う ・移動支援ボランティアを育成する ・移動販売を実施する
町	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンドを拡充し、土日運行や町外の病院への直通、買い物の付き添い等を支援する ・交通インフラを整備する ・熱中症対策をする

関連する分野別計画

保健福祉分野別計画名	基本目標等
高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画	高齢者が安心・安全に暮らせる環境づくり

町・社協の取組

1. 公共交通の維持と利用促進

コミュニティバスやデマンドタクシー「なかちゃん号」などの公共交通の現状を検証し、利便性の向上を図ります。

町民と連携し、公共交通の効果的な利用方法などを検討する場づくりの支援の方法について検討します。

取組名	取組内容(町)
①外出時の移動手段の確保と情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバスの運行やデマンドタクシー「なかちゃん号」を継続し、公共交通の維持・促進に努めます。 ○公共交通の利用状況などを検証し、利便性の向上を図ります。 ○移動が困難な高齢者や障がいのある人等に対して移動サービスの情報を提供します。
取組名	取組内容(社協)
①具体的な移動手段の提供	○福祉有償運送事業を維持・促進し、障がいのある人が安心して移動できる体制を整備します。

2. 新たな移動支援の検討

日常生活上の移動に関する支援体制の検討、充実を図ります。

地域の中で移動が困難な人の送迎や買い物、通院などの支援を行う住民主体の活動を支援します。

サロンや通いの場までの移動が困難な人の送迎などを行う住民主体の活動の支援の方法について検討します。

取組名	取組内容(町)
①外出支援の新たな取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○住民主体の移動支援や移動販売、宅配サービス等の新しい仕組みづくりを検討するとともに情報提供を行います。 ○町民要望、利用実態を勘察した多様な交通手段を検討します。 ○買い物や通院、通いの場などのために移動が困難な方などが円滑に移動できるよう、デマンドタクシーの活用などに取り組みます。
取組名	取組内容(社協)
①住民の主体的な参加による買い物支援、交流の実施	○デマンドタクシーを活用した買い物支援の体制を整備するとともに、交流活動も促進していきます。

3. 酷暑への対策

熱中症の予防支援を行い、酷暑でも安心して過ごせるよう対策を検討します。

取組名	取組内容(町)
①酷暑の中でも安心して過ごせる場の設置	○酷暑対策として、自宅で過ごすことが難しい高齢者等の避難場所として、町内に複数のクーリングシェルターを設置します。

(2) 地域における見守り、声かけ

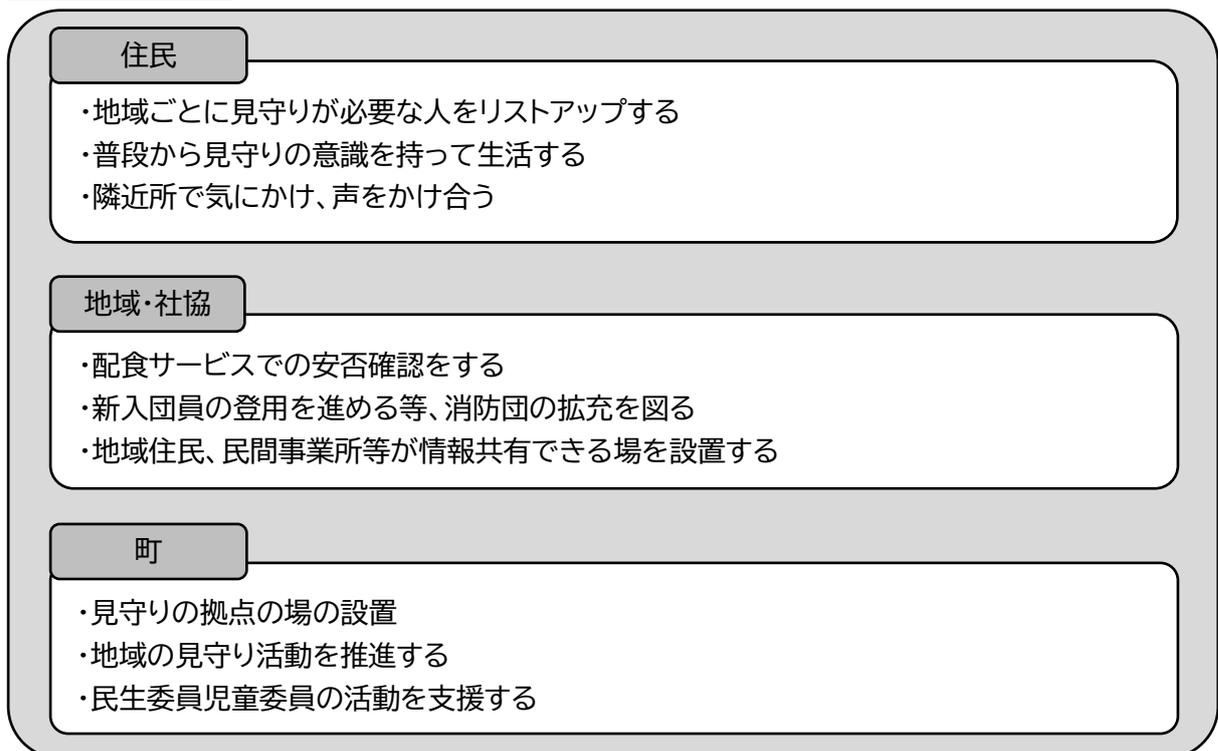
現状と課題

地域の課題として認知症高齢者や障がいのある人、子ども等、見守りを必要としている人が増加しており、行政だけでは対応が難しいことから、これまで以上に地域住民も含め関係機関との連携により、地域で見守り活動を支えていく視点が必要です。

見守りを必要としている人を地域で支えていくためには、民生委員児童委員をはじめ、住民一人ひとりが、身近な人や地域の団体等と相談しやすい関係を持つことが重要で、民生委員児童委員や社協の役割や活動内容を周知していくことが求められます。

今後、支え手不足が深刻な課題となる中、民生委員児童委員や介護施設等の関係機関、社協やボランティア、地域住民も含めた多様な人たちが連携し、地域で支えていける見守りネットワークを構築することが重要です。

期待される役割



関連する分野別計画

保健福祉分野別計画名	基本目標等
第2期健康なかがわ21プラン	地域の見守り体制とネットワークの強化

町・社協の取組

1. 見守り活動の担い手や組織の支援

隣近所や周囲の人に積極的にあいさつすることをきっかけに、近所同士の見守り活動を促進し、支え合い、助け合いの仕組みづくりを支援します。

各種相談機関や医療、事業所、民生委員児童委員などと連携していきます。

取組名	取組内容(社協)
①「ながら見守り」ボランティアの実施	○散歩、通勤、作業をしながらなど、日常生活の中で防犯の視点を持ちながら、子どもや高齢者等の安全を見守る活動を実施します。

2. 民生委員児童委員活動の支援

民生委員児童委員の活動を広報誌やホームページ等で周知し、地域への理解促進を図ります。

民生委員児童委員に対して必要な情報の提供や、研修の充実に努め、その活動が円滑に行われるように支援を行います。

取組名	取組内容(町)
①民生委員児童委員の支援	○地域の事情に精通し、困っている人に寄り添って、相談や援助などを行う民生委員児童委員の確保に努めるとともに、多様化・複雑化する生活課題に関する知識やノウハウなどの習得を支援します。
取組名	取組内容(社協)
①民生委員児童委員活動の支援	○共同募金配分金等を活用し、適切な支援につなぐための知識や技能向上の研修への経済的支援を実施していきます。

3. 地域活動組織等の支援

身近な地域活動組織である行政区や自治会、老人クラブ、消防団などに携わる担い手の育成に取り組んでいきます。

行政区、老人クラブなどの加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。

取組名	取組内容(町)
①地域活動組織の支援と加入の促進	○地域活動組織への町民の加入を促進し、活動を通じたコミュニティの形成を図ります。
取組名	取組内容(社協)
①支え合いの仕組みづくりの推進	○地域ボランティア活動助成事業を実施し、住民主体の活動、他機関との連携を促進し、相互扶助・地域コミュニティ形成の推進を図ります。

(3) 災害時も安心して暮らせる町

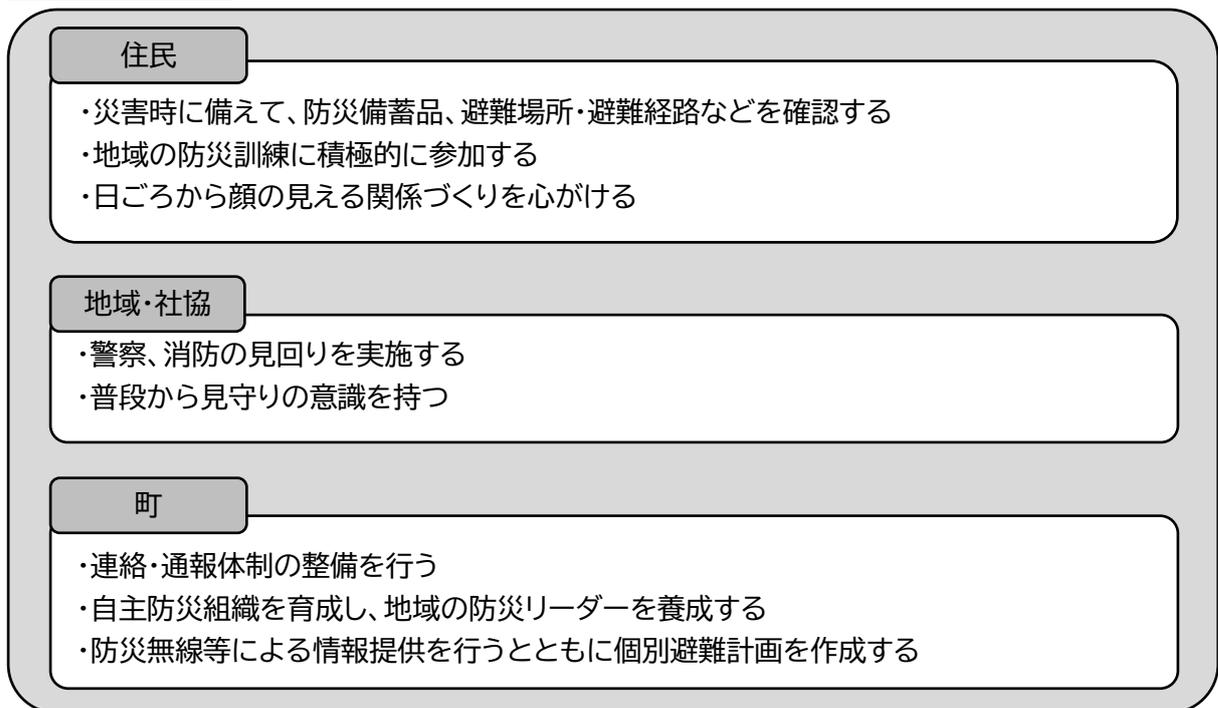
現状と課題

住み慣れた地域で、誰もが安心安全な日常生活を送るためには、隣近所や地域内での日常的なコミュニケーションや見守り、支え合いが重要です。近年、全国で集中豪雨などによる水害や地震等が多発しており、本町においても同様の災害の発生が想定されることから、地域での災害対応力を高めることが重要となっています。

アンケート調査の結果によると、災害時に近所で助けてくれる人が「いる」という人は約3割にとどまっており、減少傾向にあります。また、災害時に住民同士が協力し合うために「日ごろから住民同士が情報交換をする」が約4割と多くなっています。

地域で情報を共有し、災害時における避難行動要支援者を普段から把握するなど、顔の見える関係づくりをしていることで災害での被害を軽減する体制づくりが急務となっています。

期待される役割



関連する分野別計画

保健福祉分野別計画名	基本目標等
障害者計画2024(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)	安心して暮らせるまちづくり

町・社協の取組

1. 災害への意識の向上

防災訓練を実施し、地域の安全は地域で守る意識の醸成を図るとともに、地域における自主防災活動の組織づくりを推進します。

大規模災害等の“もしものとき”に対する強い地域を構築するため、町民を中心とする防災体制の整備を促進します。

取組名	取組内容(町)
①自主防災組織の育成	○町地域防災計画に基づく「互助」を促進し、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の防災意識啓発及び育成を図る事業を行います。

2. 災害時の情報提供と連携体制

町地域防災計画に基づき、地域における防災対策及び災害時支援体制の充実を図ります。

町民、民生委員児童委員、福祉サービス事業所などとの連携のもと、高齢者や障がいのある人など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制の充実を図ります。

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などについて、災害時の連絡・通報体制の整備を図ります。

取組名	取組内容(町)
①要援護者支援	○地震や風水害などの災害発生時に、一人で安全に避難場所まで避難することが困難な高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者を支援するため、避難支援を希望する方の名簿登録と併せて、登録される一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所に避難させるかを定める個別避難計画の作成を行います。 ○災害時の連絡・通報体制の整備を行います。
②地域における防災体制の充実	○地域の防災リーダーの養成・育成の充実に努めます。 ○地域での防災のための情報の集め方、情報の共有と活用のためのルールづくりを行い、自主防災活動の推進や地区防災計画の策定を支援します。
取組名	取組内容(社協)
①地域における見守り体制の充実	○地域、町、福祉関係団体と情報共有を行い、避難行動要支援者の把握をし、平常時からの見守り体制整備を図ります。

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

地域福祉の主役は、すべての町民です。町民と行政及び社協、そして地域で活動する行政区(自治会)、民生委員児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO、事業者などの様々な団体が地域福祉の担い手となり、協働して取り組んでいく必要があります。

そこで、それぞれ期待する役割を以下に記します。

(1) 町民の役割

町民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は、地域福祉の担い手として、福祉施策への意見を表明したり、自らがボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなどの役割が期待されます。

(2) 行政区(自治会)の役割

行政区(自治会)は、町民にとって最も身近な存在として、地域での支え合いの意識の高揚を図るとともに、町民と行政の共創に参画する一員としての役割を果たすことが期待されます。

(3) 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、町民と関係機関をつなぐ役割を担っており、福祉サービスのはざ間にある人や福祉サービスを利用したがない人への対応などで、近年はその役割がさらに大きくなっています。

また、現在の公的な制度や施策だけでは解決できない不安や孤独、孤立、ひきこもりなどの心の問題を抱えた人たちの発見や信頼関係を築きながらの身近な相談・援助も期待されています。

(4) 地域の活動団体の役割

地域の活動団体は、地域の保健や福祉についてのニーズに対して、今まで培った経験や技術・知識を活かした地域への貢献や活躍が期待されます。

(5) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、町民の福祉への参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(6) 社協の役割

平成 12 年の社会福祉法の改正において、社協は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられました。

社協は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本プランの基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への町民参加をはじめ、計画のそれぞれの分野で社協が大きな役割を担うことが期待されています。

(7) 行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、行政は町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

そのため、地域福祉を推進する関係機関・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、町民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への町民参加の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実などを推進します。

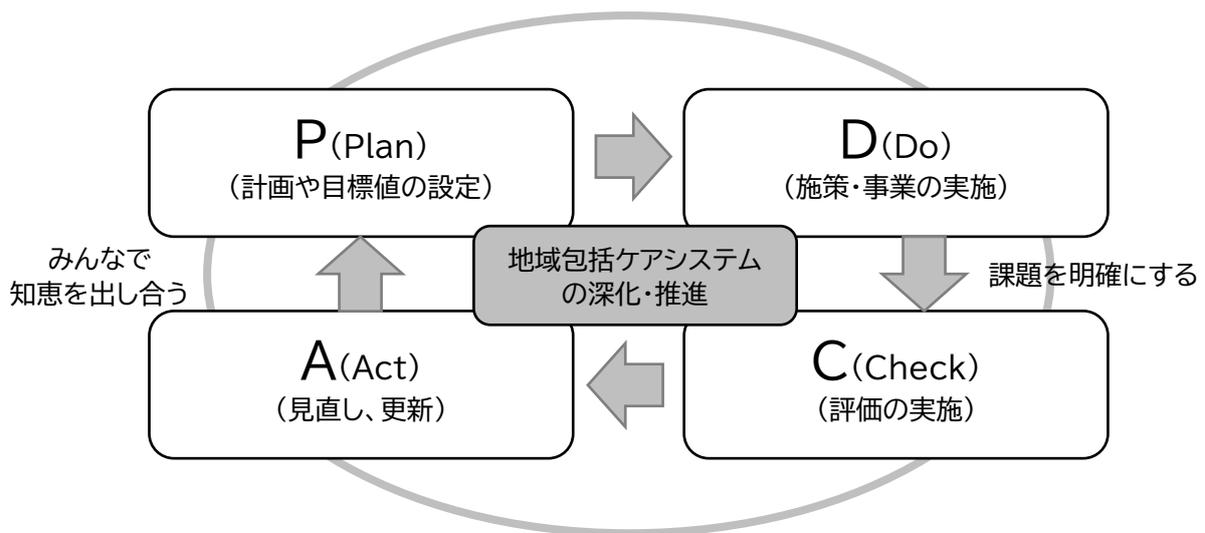
2 進行管理

(1) 施策・事業の点検と改善

本プラン期間中は、町と社協が中心となり、庁内関係各課をはじめ各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

(2) 計画の評価と見直し

本プランの評価機関として、「那珂川町地域福祉推進委員会」を設置しています。本プランは、令和8年度を初年度とする5か年の計画であることから、令和10年度に中間評価を行い、実施体制や方法などを見直し、継続的な改善を進めていきます。施策・事業の有効性については、PDCAサイクルによる検証・評価・見直し等を行うことで、次期計画の策定へとつなげていきます。



第4期
那珂川町地域福祉推進プラン
那珂川町地域福祉計画・那珂川町地域福祉活動計画

令和8年3月

発行 那珂川町・那珂川町社会福祉協議会

編集 健康福祉課 社会福祉係・那珂川町社会福祉協議会

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555

TEL:0287-92-1119

FAX:0287-92-1164
